

平成14年第6回防府市議会定例会会議録(その3)

平成14年12月11日(水曜日)

議事日程

平成14年12月11日(水曜日) 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(30名)

1番	横見進君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	岡村和生君	6番	弘中正俊君
7番	横田和雄君	8番	藤本和久君
9番	斉藤旭君	10番	山本久江君
11番	木村一彦君	12番	馬野昭彦君
13番	藤野文彦君	14番	山田如仙君
15番	平田豊民君	16番	安藤二郎君
17番	熊谷儀之君	18番	佐鹿博敏君
19番	石丸典子君	20番	松村学君
21番	大村崇治君	22番	広石聖君
23番	藤井正二君	24番	河村龍夫君
25番	今津誠一君	26番	田中敏靖君
27番	久保玄爾君	28番	青木岩夫君
29番	深田慎治君	30番	中司実君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	湯浅克彦君
総務部長	中村武則君	総務課長	渡辺知明君
生活環境部長	戸幡昭彦君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	清水義久君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	福田勝正君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	小田寛君		

事務局職員出席者

議会事務局長	山下正君	議会事務局次長	中村武文君
--------	------	---------	-------

午前10時 1分 開議

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

3番、河杉議員、4番、行重議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（中司 実君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことといたしますので、御了承願ひます。

これより、質問に入ります。最初は、25番、今津議員。

〔25番 今津 誠一君 登壇〕

25番（今津 誠一君） それでは、通告に従いまして、質問いたします。

自然環境の保全の観点から、野島沖の魚礁建設について、市当局の考え方及び今後の対

応についてお尋ねします。

私はこれまでも自然環境の保全の重要性を何度も申し上げてきました。人間が人間らしく心豊かに生きるためには、すぐれた自然の環境は不可欠な条件と思います。人間と自然の共生は今後もさらに大きなテーマであり続けると考えます。また、今後のIT化の進展につれて、過密都市から美しい自然に恵まれた地方に生活の拠点を移す時代が必ずやってくると思います。そのためにも、ふるさとの美しい自然を大事に保全することは、現在の地方の自治に携わる人間の大きな責務と考えます。

さて、現在防府市漁協は野島の沖合約1キロの地点に魚礁の建設を計画しています。この魚礁は台形型のマウンド魚礁と言われるものですが、広さが500メートル掛ける1,000メートルの50万平米。高さは20メートル。捨て石で外枠を築堤し、その中にしゅんせつ土を投入するというものです。しゅんせつ土の量は約840万立米に及びます。市漁協は本年4月、この計画を県に申請しましたが、県はしゅんせつ土の流出とその良質性が危惧されることを主たる理由として不許可としたということです。しかし、5カ月後の9月には築堤までの一部計画は許可するという摩訶不思議な決定をしました。しゅんせつ土を投入するという当初の全体計画が変更されたというならわかりますが、そうでないならばなぜ許可されたのか、全く理解に苦しむ決定です。当初の決定が、なぜ変更されたのか、ぜひ知りたいところです。

許認可権を持った県がこのような決定をするのでは、当該地で生活する島民も、またその周辺でとれた魚を消費する市民も不安で仕方がありません。先月27日、大手マスコミも、しゅんせつ土を投入する魚礁の建設計画に対しては、市民の間に不安の声が広がっていると報じました。市は法律上、許認可の権限がないとはいうものの、市民の生活と安全を守る責任があることは言うまでもありません。市はこの事業計画の全容を十分把握し、市民の立場から県に再度意見を伝えてもらいたいと思います。さらに海の自然を守る条例を制定するよう進言してもらいたいと思います。

そこで、この建設計画の概要については、なお不明の点もありますので、以下お尋ねします。

1、どのような経緯から、この事業計画が持ち上がったのか。つまり、民間の業者とタイアップしてこの事業を進めるとされているが、漁協から業者に話が持ちかけられたのか。あるいは、業者から漁協に話が持ちかけられたのか。また、両者の間に協定書が交わされていると聞いたが、どのような内容か。

2、民間業者とは何という会社か。

3、捨て石はどこからから持ってくるのか。

- 4、しゅんせつ土はどこから持ってくるのか。
- 5、事業費は幾らか。その内訳と収支計画はどうか。補助の対象となるのか。
- 6、事業者である防府市漁協の資金計画は立っているのか。
- 7、野島の住民の同意は得られているのか。
- 8、県、市に提出された文書の中に、偽造ないし事実ではないものがあつたと聞いたが、その真相はどうか。
- 9、県の認可の理由を何と聞いているか。

以上、9点についてお尋ねし、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 25番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 近年の漁業を取り巻く環境は、担い手の高齢化、漁獲量の減少、魚価の低迷と、大変厳しい状況にあり、今後水産資源の増大を図ることが重要な課題であり、魚礁設置はその有効な手段の一つとして考え、市といたしましても捨て石等による築磯事業やコンクリート魚礁事業を実施し、蝟集効果や幼稚魚の育成効果に良好な成果を見ております。

御質問の魚礁建設計画の申請につきましては、県条例の一般海域の利用に関する条例に基づき、防府市漁業協同組合より県へ提出されたものであり、今回の計画は魚礁としての機能を十分果たす構造物であると認められたため、許可されたものとのことでございます。

市といたしましては、市民生活の安全を守る立場から、全体計画を踏まえ、将来しゅんせつ土の投入が予想されますので、しゅんせつ土の土質、量の調査、投入時の監視、しゅんせつ土の投入時土砂が流出した場合の中止命令、周辺海域に影響が出た場合の対処、責任所在の明確化、市が設置した魚礁に影響が出ないことなどの意見書を県に提出しております。

これに対して、県からは、将来において発生する可能性がある土砂投入等については、必要に応じて別途審査することとしており、また今回の申請に係る工事について、周辺環境に影響を与えた場合は、工事の中止を命ずるなど、状況に応じて対応するとの回答をいただいているところでございます。

今後とも、市民生活の安全を守る立場から、漁場環境、周辺海域の環境等に問題が生じることのないように関係機関と連携を密にしていきたいと思います。

詳細につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） それでは、今回の魚礁建設計画の申請の窓口でありま

すところの土木建築部として、申請書の記載内容の範囲内でお答えをいたします。

3点目の捨て石についてでございますが、申請書では大平山採石場の鑑定書が添付されております。

4点目のしゅんせつ土についてでございますが、今回の計画は碎石を投入し、築堤までの許可申請であります。さきに市長がお答え申しましたように、投入土砂等について、必要に応じて別途審査することになっております。

7点目の野島の住民の同意は得られているかについてでございますが、申請書には野島自治会連合会の承諾協力書が添付してございます。

8点目の県・市に提出された文書の中に偽造ないし事実でないものがあつたのではという件でございますが、市としましては確認することはできません。

以上でございます。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） そのほかの質問について、お答えを申し上げます。

第1点目のどのような経緯を経て、この事業計画が持ち上がったかという点でございますが、当事者間のことでございまして、どちらから話が出たかということについては、聞いておりません。また協定書の内容についてでございますが、漁協から、協定書は存在しておりますが、当事者間のことであり、内容については明らかにすることはできないということでした。

次に、民間業者とは何という会社かということでございますが、県に提出されました認可申請の中に、業者名を特定した書類が添付されておられませんので、定かではございません。

それから、5番目の事業費は幾らか。その内訳は、補助の対象となるのか。そして、6番目の事業者である防府市漁協の資金計画は立っているのかという質問でございますが、県に提出されました認可申請の中には、事業費、あるいは漁協の資金計画に関する書類はございませんので、また事業活動の中のことでございますので、明らかにされておられません。また、補助事業かどうかについては、補助事業ではございません。今回の質問事項につきまして、事業主体である漁協に照会をいたしましたところ、提出している書類以外についてはお答えしかねるということでした。

以上でございます。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） ただいまの市長の答弁の中で、この魚礁は十分効果を果たすものであると考えているというふうな答弁がございましたけれども、私はこの魚礁はその

ような効果を十分果たすものではないというふうに考えております。

その理由はまた後で述べるといたしまして、今、産業振興部長の答弁がありました。この協定書について私はお尋ねしましたが、これについてはどういう内容かということは明らかにできないと、こういうことでした。それから、民間業者はどこなのかという質問に対しても、これも定かでない、こういう答弁。それから、事業費、内訳、収支計画、それについても明らかにできない、こういうような答弁でした。

これはそんなふうに隠してもらったら困ると思うんですね。これは当然市に復申を求めていると思いますので、県からその事業計画の概要については十分市は知らされておられると思うんですよ。その中でこういったものについては、当然知り得ているはずだと思えます。県に提出されている書類の中に必ずそういうものがあると思うんですよ。これは県に聞けばすぐわかることですから、どうしてこれを隠さなければならないんでしょうかね。これは守秘義務の対象になるというんですか。何か私には故意の情報の隠ぺいに思えて仕方がないんです。市長、どうですか。市は市民の生活と安全を守る責任があるわけですよ。その立場から、この事業計画の全体、全容を把握しておく責任があると思います。

あと、私はこの質問をする前に、個別的質問事項としてちゃんと通告しております。これが答えられないというのは、非常に私はおかしいと思います。ぜひ、市長、部長に答弁を促してもらいたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は壇上より答弁ではっきり申し上げておりますが、市は言われるまでもなく、市民生活の安全を守る立場で物事に対応してまいってきております。いささかも何を隠ぺいするものでも全くありません。

産業振興部長（阿部 實君） 資金計画とか、そういうものは市の中に県からもらっておるんじゃないかという御質問でございますが、それは全くございません。いただいておりますものでありましたら、当然御報告申し上げます。先ほど御答弁申し上げましたように、今津議員さんの質問に対してどのようにお答えをするかということで、漁協の方に照会をいたしましたところ、先ほど申し上げましたように、お答えはしかねるということでございましたということでございます。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） そうということがわからないと、私の質問が続けられないんですよ。部長、一般質問でどういう内容かということで協議した際に、あなたは漁協から協定書の内容は明かさないと、こう言われておるからだめですよと、こう言いましたね。漁協から言われているから明かせないというのはおかしいじゃないですか。公正な職

責を果たしていると言えますか、それで。これは大問題ですよ。

議長、私、この計画の全容を知りたいし、また同僚議員さんにも知ってもらいたい。傍聴の方々にも知ってもらいたい。そういう意味でお尋ねしておるわけで、これが明かせないということでは質問が継続できませんよ。議長からぜひ答弁を促してもらいたいと思います。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 今の協定書の問題でございますが、協定書を県の方からもらっておれば、それは当然内容についてはこうこうこうでございますということもできると思いますが、県の方からそういう協定書のものについてはもらっておりません。

ただ、協定書が交わされているということについては、うわさの中では聞いております。以上でございます。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） 私はあるところから、この協定書は市の水産課にあるというふう聞いておるんですよ。あるんじゃないですか。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 職員の中には参考のために入手したかわかりませんが、あったとしても、これは正規に受けた書類じゃないということで私は認識しておりますし、先ほども申し上げましたように、漁協にも照会をいたしましたところ、これは明らかにできないという答弁でございました。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） 大変不本意ですけれども、時間が経過しますので、これは今後の議会のあり方として対処していただきたいと思います。

私が個人的に聞いたところでは、協定書の中に漁業補償の責任が明記されておると、こういうことでした。これが明記されておるということは、漁協も民間業者もこの事業計画を遂行すれば、海が汚染されるということを前提として交わされておると、こういうふうには私は理解するし、私自身もこのしゅんせつ土が数年にわたってどんどん投入されれば、海が汚染されることは間違いない。だれが考えてもそう思うと思います。

それから、この業者というのも私が聞いたところによれば、松庫工業というところだそうですね。松庫工業と言えば、真尾の山林を破壊して、非常に見苦しい姿を露呈させて、土石を採取している会社です。これは、私、以前一般質問をしました。この石を捨て石にして、魚礁の基礎部分をつくるということです。

この事業は山林を破壊して、海の幸を得ようとするものだ、このように言ってもいい

と思います。これは大変大きな矛盾だと私は思います。山と海は非常に相関関係が深い。山は海の母と言われております。山の精が豊穡な海をつくり、魚も育てる。本当に持続可能な漁業を考えるなら、山を育てることがまず根本ではないか、このように私は思います。

今、全く本末転倒の事業が行われようとしているわけですが、市長はこれについてどのような見解をお持ちでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） それぞれ我が国は法律に基づいて運営されておる国家でございます。法の名のもとに適法に物事が処理をされている事柄に対して、私の立場でとやかくのことを言える立場ではございません。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） 私の聞いたことに対して、十分な答弁とは思いませんけれども、次に進みます。

この会社は、過去松浦市長に政治献金もしていると思いますが、この件で市長に業者から相談があったというようなことはありますか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 全くございません。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） それでは、産業振興部長にお尋ねしますが、これは答弁はどちらでもいいです。石の量は大体どれぐらいになりますか。まず、お答えください。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 申請書には、約220万立米とあります。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） 事業費についても答弁がありませんでしたが、私が聞いたところでは、これも定かでないらしいんですけれども、一説によると180億円ぐらいかかるんじゃないかというような話も聞きました。その内訳等も収支計画等もわからんと、こういうことですが、その点についても、やっぱり市として十分調査というか、知るべきじゃないんでしょうかね。この180億円を、ではどうやって埋めるのかということですよ。言いかえれば、どこで業者は投資したものを回収していくのか、収益を上げていくのかということですね。しゅんせつ土を入れるということですから、しゅんせつ土を入れて、そこで収益を上げるということでしょうが、しゅんせつ土を入れてそんなもうかるものじゃないんでしょうかね。良質のしゅんせつ土というと、1立米当たり、一般相場でどれぐらいと、知っておられますか。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 民間が行われるしゅんせつ土ということについては、この近辺の市町村では事例がないので、ちょっと私の方ではわかりません。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） あなたがそう言うだろうと思って、私は昨日ちょっと勉強しましたけれども、本当に勉強不足ですよ、あなたは。市長、もっと部長たる者、きちんとした答弁ができるような人事を今後考えてもらいたいと思いますね。

これは良質なしゅんせつ土であれば、1立米当たり300円ぐらいだそうです。建設残土で1,000円から1,200円程度じゃないかと、こういうことです。これを840万立米投入するわけですけども、とてもじゃない、300円とか1,000円とかいう値段では、これはペイできませんよ。だから、ここに一体何が入るのかという不安が当然生じてくるわけですね。

次にいきます。事業の推進について、島民の同意が得られていないと私は聞いております。市に提出された島民の同意書、これについて、ある自治会連合会長の判こが無断で押印されたと聞いたが、先ほど土木建築部長はそんなものはないと、こう言ったけれども、これは真相はどうなんですか。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 申請書、マウンド魚礁設置承認協力書として、14年9月10日付で出ておりますけれども、その書類を見る限りは御質問の答え、ちょっと答えかねるんですが。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） あなたね、水産課にこれが出ているんですよ。よく水産課と打ち合わせをして、その事実をちゃんと確認しなきゃだめじゃないですか、あなたは。明らかに無断で押印されたものが出ているんですよ。水産課はちゃんと知っていますよ、それは。そんなでたらめな答弁をしちゃだめじゃないですか。これは、要するに島民の同意が得られていないという証拠だと私は思うんですよ。したがって、こういう社会的信用性に欠ける行為をする人の提出した事業計画には、まゆにつばをつけて十二分に審査する必要があるということを申しておきます。

それから、ついでに尋ねますが、市漁協から県知事にあてた文書の中に、「野島海運との合意状況について」というものがあります。この中に、これは県知事あてに漁協から出ているんですが、「野島海運との合意状況について。野島海運の役員は代表取締役社長、松浦市長。常務取締役、阿部康三。取締役、久保議長、西山努で構成し、支障があれば、

全役員で解決する」と、こういうふうに書いてあります。野島海運の役員は、この件に関し、相談を受けたんでしょうか。私は久保前議長が取締役であったということから、久保前議長に聞きましたら、そのような相談は全く受けたことがない。取締役会の招集等も全くなかったと、こういうことなんです。市長はこれについて、漁協からそういった相談、合意というものがあつたんでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） ございません。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） それでは、ないということであれば、要するにこれは漁協が独断専行でこのような文書を載せたということですね。大変問題だと思います。

もとに戻りますが、市漁協野島支所の組合員を集めての説明会が本年4月20日にあつたようです。これが全く不十分で、誤解を招く説明だったということです。

例えば前組合長は、長崎のマウンド魚礁が成功したという話を引き合いに出して説明をしたそうです。これは水産庁の外郭団体が、火力発電所の灰を主原料にしたリサイクルブロックで海底に山脈を築き、湧昇流を人工的に発生させて漁獲をふやしたということで、これは確かに成功しておるそうです。しかし、長崎のマウンド魚礁はしゅんせつ土を投入するものではなく、リサイクルブロックを築いてつくったという話は、全くされなかったということです。また、これは民間の業者がやるものということは一言も話されなかったということです。したがって、説明を受けた皆さんは、これは公共事業でやるものとはばかり思ったそうです。そういう誤解の上で、この説明会は全員が賛成をしたということです。しかし、後で話をよく聞けば、全く違うので、これでは賛成できないということになりました。

要するに、この説明会は魚礁の全容を理解するには全く不十分なものであつたということが言えると思います。直近の情勢を聞けば、組合員の54名中3分の2が反対という状況と聞いております。これでは、島民、漁民の同意が得られているとはとても言えないと思いますが、市はどのように判断しますか。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 今、4月20日の野島の全員協議会が行われたということの中の説明が不十分であつたのではないかとということでございますが、集会に出席をいたしておりませんので、その内容の詳細については承知はいたしておりませんが、4月20日に防府市漁協の野島支所で開催されまして、総数が54名で出席者が42名。実質の出席が35名で、委任が7名というふう聞いております。

その中で、当時の組合長は漁業環境が非常に減少しているということで、何らかの手を打たんにゃいけんということの中で、ここに昇流魚礁の設置をする以外に対策はないということの説明をされて、その中で、魚礁については500メートル掛ける500メートルの高さ20メートルの規模と工事方法などについて説明をされたという議事録をいただいております。以上でございます。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） 同意が得られているかどうかと聞いているんでしょう。どう思うかということを知っているんでしょう。要らんことをべらべらしゃべらんと、聞いたことをしゃべってください。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） その中で、出席した方の全員の賛成を得ているというふうな議事録があります。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） 質問をよく聞いてから答弁してくださいよ。私が説明したこういう状況について、本当に島民、漁民の同意が得られていると思いますかということを知っているんですよ。いいです、もうこれはだれが考えても得られていないんですから。

それから、もう一つ、この事業が前組合長と業者の独断専行で進められているということでもあります。先ほどの無断捺印や野島海運の役員の同意の件もそうですが、組合員に対する説明会が申請書の提出後に、また漁協と民間業者の協定書の交換後に行われております。申請書の提出が3月22日。協定書の交換が4月1日。組合員への説明会が4月20日。これを見ますと、まず規定の路線を敷いて、その後住民に伝えるというやり方です。島民や住民には1人として反対する者はいないというおごった姿勢が私には感じられます。まさに独断専行で進められていることがありありと伺えると思います。

県の関係者に聞きましても、今になって反対が出るということは、意思形成の過程で十分な説明がされずに突っ走った可能性があるかと、こういうことを言っております。これについてどのように受けとめられますか。

議長（中司 実君） 助役。

助役（土井 章君） 何点か質問があった中で、まず整理をさせていただきますけれども、壇上で申し上げられた中で、4月に出た分を県が不許可にしたというふうに発言がありました。少なくとも私が承知している限りでは、自発的に提出を取り下げたというふうに理解をしております。不許可されたものがある日突然許可されたということではないというふうに思っております。

それから、協定書なるものがあって、その協定書には漁業補償が記載されているということでありました。それは、今津議員の見解からすると、海が汚染されるからだという前提に立っていらっしゃるけれども、私も県の水産部におった関係から知っておりますけれども、漁業補償というのは、そういう工事をやる間、操業ができないとかいうようなことも含めてなされるわけございまして、何も漁場が汚染されるから、だから漁業補償が出されるんだということではないということは御理解を賜りたいと思います。

それから、野島海運の役員に市漁協からは相談をして、結論をいただいたということですが、確かに社長、あるいは専務であります前議長さんには相談はなかったかもしれませんが、私の聞くところによりますと、野島海運の役員に相談をしたということですから、野島海運の役員はすべてで5人おります。例えば市長 社長に相談があったときも、たとえあったとしても、市長である社長は海のことにはわかりませんもので、どういう航路を通っていきよるかわかりませんから、常務理事、あるいは地元から出ておる役員に聞いた。それはそれで正しいのではなからうかなというふうに思います。

5人だれにも聞いていないとすれば、それはその文書がおかしいということと言えますが、役員に聞いたのであれば、その役員がだれであろうと、一番よく知っている者に聞けば、それはそれで正しいのではないかなというふうに思っております。

それと、何か840万立米が海のしゅんせつ土処理であれば300円。そうすると、事業費はとてもあわんのじゃないかという御試算を示されましたけれども、10立米、100立米単位であれば、確かに300円で処理はできるかもしれませんが、840万立米ということになると、例えば関門航路のしゅんせつをして、それをもって下関沖合に人工島をつくり、あるいは新北九州空港をつくりというように、840万立米というのは相当量になると思います。陸上で処理をするということになると、まず捨て場を探す。幾ら金を出しても、300円ではとてもできないんじゃないかならうか。三田尻中関港のしゅんせつ等々につきましても、現在も向島沖に人工島をつくる計画がありますが、しゅんせつ土を処理する場として人工島をつくったりするようなことというのは必然的に起きてくる話ですし、もし人工島をつくれれば、果たして立米300円で処理できるかどうかということは、甚だ僕としてはとても300円ではできないのではなからうかなというふうに思っております。

そして、一番大事なことですけれども、このたびの申請、そして許可はあくまで石でもって石組みをする部分についての許可であるわけです。石組みをするためだけの許可であるとすれば、防府市としてはお金をわざわざ使って並型魚礁、あるいは大型魚礁を埋設しているわけですから、石組みだけであれば よその地方では石をわざわざ買って魚

礁をつくるために石を投下しているという事例もあるわけですから、石組みだけの許可であれば漁業振興には大変役立つ。お金もかからないで、本来なら市が並型魚礁、あるいは大型魚礁等でやらなきゃいけない部分も、お金がかからないでそれができるとすれば大変ありがたいことだという観点から、県が許可をしたことに対して了解をしているわけですし、県としてはしゅんせつ土が投入される段階では、そのしゅんせつ土がどういうしゅんせつ土であるのか等々を把握した上で、再度その部分についての許可をするということを言っているわけございまして、その範囲内において、我々というのは、民民であります漁協と会社との協定書、あるいはどこの会社が仕事をするのか、あるいはその事業費がどの程度かかっているのかということについては、さほど関与する必要はない。環境が守られ、そして漁業振興に役立つとするならば、その範囲内であれば、大変ありがたいことだという判断に基づいて、部長も答弁をしているところでございます。

最後の質問で、現在、地元の意見が分かれているということでございますが、地元の意見が分かれているのであれば、事業主体である漁業協同組合もその辺を把握して、適切な手続をとられればいいことじゃないかと。あくまで県から出ておる許可も、たしか平成18年3月31日までの専有許可でございますから、それまでできるのかできないのかわかりませんが、地元の意向を踏まえて事業主体である防府市漁協が判断をされることだというふうに思っておりますし、我々としては現在県が許可をされている範囲内のものができるのであれば、これは大変ありがたいというふうに思っております。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） 大分見解が違う部分がありますけれども、最初の自発的に取り下げたんだというふうな解釈、いろいろそれは解釈のしようがあるかと思いますが、結果として許可になったという事実は間違いのない事実であります。

それから、野島海運で、これは一部の者で協議された可能性もあるじゃないかというふうに言われましたけれども、これは本来ならば、野島海運役員で、全員が合意をしたものがこういった文書で、全役員で解決をすると、こういうふうな内容になっておるわけですから、当然全役員に周知徹底されなければならない問題だと思います。一部の役員でそれを聞いていいと言ったから済むものじゃないと思います。

それから、試算ですけれども、事業費は180億円とか何とか言われているわけですよ。仮に1立米1,000円と仮定しても、84億円にしかならないわけですね。到底出されているもの、これはどこまで信頼性があるのかも知りませんが、しかし、余りにもかけて離れている。そうすると、これは良質なしゅんせつ土が果たして入るのかなと。例えば産業廃棄物であるとか、そういったものが入るんじゃないかと、こういうことも当然危

惧される。そうすれば、当然1立米当たりの価格も高いから、言われている事業費にペイする。あるいは利益が出ると、こういうことになる。だから、その辺の内容を市としてしっかり精査しなければならないという責任があると私は思います。

先に助役の方が私の質問の前に進まれましたけれども、県の認可ですね、この理由は何と聞いておるのかということなんですね。中に土を入れるという全体計画がまずあるわけです。その変更がされて、それは御破算だと。そして、石の枠組みだけの魚礁をつくるんだと、こういうことならばまだわかりますけれども、そうじゃなしに、やはりいずれしゅんせつ土を入れる、こういう根が残っておるわけですから、その中で築堤部分だけ取り出して県が許可するという判断は、非常に私にはわからない。全体としてそれは考えるべきじゃないかと、こういうことを聞いておるわけです。

要するに、県は良質のしゅんせつ土ならよろしいですよというスタンスだと思うんですね。しかし、その良質性が保証されないからだめだと、こう言っていることです。どこから何が入るのか不明だからだめだと、こういうことですね。ここが非常に重要な問題で、私は、土は良質であれ、悪質ならなおさら、投入すれば海が汚れる、環境は破壊される。また、土を投入する魚礁は、その形を長く維持することは難しい。だから、これはだめだというべきじゃないかなと思うんです。

聞いても同じでしょうから、次に進みますけれども、問題が起きたら、県はもちろん、市も責任を問われるわけで、したがって、今回の県の認可について、市としてどのような意見を申すのか、市としてこの事業計画の全体をにらんだ上で、その一部分だけ認めるといふことのないよう、もう一度県に意見を伝えてほしいと思いますがどうでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほども壇上から、私の見解、市の基本的な考え方を申し上げております。再度申し上げさせていただきますが、市民生活の安全を守る立場から、全体計画を踏まえ、将来しゅんせつ土の投入が予想されますので、しゅんせつ土の土質、量の調査、投入時の監視、しゅんせつ土の投入時、土砂が流出した場合の中止命令、周辺海域に影響が出た場合の対処、責任所在の明確化、市が設置した魚礁に影響が出ないことなどの意見書を既に県に提出をいたしております。私、壇上から申し上げております。しっかり市の方としては、やるべきこと、やらねばならないことをすべて対応いたしてきておることを重ねて申し上げます。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） ここで、愛媛県の温泉郡というんですかね、中島町というところでも過去こういった事件があったようです。漁場造成のための土砂投入が行われまし

て、建設残土、あるいはヘドロ状のしゅんせつ土も大量に投入された。海が汚れ出したので、町は独自で中止勧告を出したということです。これなんかも、やはり許認可は県だからというような姿勢であれば、なかなかこれはできないことなんですけれども、これは町が独自でそういう判断をした。町は漁場造成に名をかりた不用土砂の最終処分として対策本部を設置し、議会でも反対決議がされたと、こういうことです。

これを受けて、県は環境保全と自然を損なわない海の利用を目指して、海域への土砂の投入などを規制する海を管理する条例を制定しました。あわせて許可するかどうかを決めるに当たって、地元市町村長の意見を聞くことをはっきりと明文化したようです。漁場造成を名目に、都会から出た建設残土が瀬戸内海へ投棄される問題に、地元の意向が強く反映できる内容となっており、ということなのです。

我が市も今回の事件を契機に、県に条例制定を促してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） また同じことを申し上げますが、先ほど申し上げたことに対し、県からは、将来において発生する可能性がある土砂投入等については、必要に応じて別途審査することとしており、また今回の申請に係る工事について、周辺環境に影響を与えた場合は、工事の中止を命ずるなど、状況に応じて対応するとの回答をいただいております。そして、さらにこれも壇上から申し上げたことですが、市民生活の安全を守る立場から、漁場環境、周辺海域の環境等に問題が生じることのないように、関係機関と連携を密にしていきたいと思います。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） 私は条例を制定するように促したらどうかと聞いているんですよ。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 今、愛媛県の例が出ましたが、議員さんがおっしゃるとおり、愛媛県ではそういう条例がもともとなかったわけでございます。そうした中で、業者の方から海域の漁場造成ということでしゅんせつ土の捨て場ということで、事業がやられていた。その中で、町の方から反対の意見もあったということで、条例がなかったのですから、町としては町の条例を制定をしたいということで動かれましたが、先ほど議員さん言われましたように、愛媛県知事が条例を制定して、その結果、この事業については途中で業者の方が撤退されたということでございます。

一方、山口県におきましては、先ほど市長も答弁いたしておりますが、県条例の一般海

域の利用に関する条例が制定してございますので、その中で対応されておるといふことでございます。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） 私が言っている趣旨の条例は、そういうものにはなりません。これは一般海域の利用に関する条例ですよ。その中に規制条項もあります。専有等の許可というところで、土石の投入その他の海底、または海浜地の形質を変更するような行為をする場合は、許可事項になりますよと、こういうようなことがうたわれているだけの条例です、これは。私が言うのは、海の環境を守るための条例というものを、別途制定するように県に促してほしいと思うがどうかと、こういうことです。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） いろいろ周辺の市町村のお考えもあろうかとも思いますので、市長会等で話題にしてみたいと思います。

議長（中司 実君） 25番、今津議員。

25番（今津 誠一君） ありがとうございます。

それでは、市長からそういった前向きな回答をいただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

漁業環境を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。都市化の進展であるとか、開発等によって非常に厳しくなり、本当に漁業関係者の方には同情を禁じ得ないわけですが、これからは抜本的な漁業振興策が図られなければならないと思います。その第一歩はやはり自然の環境を大事にするということが一番大事なんじゃないか。自然の山、川、海の環境を守ることが本当の漁業振興につながるものと私は思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（中司 実君） 以上で、25番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、28番、青木議員。

〔28番 青木 岩夫君 登壇〕

28番（青木 岩夫君） 通告をいたしております本市競輪事業についてお尋ねをいたします。

最初に事業の設立から今日の実態について申し上げます。改善できる事業の内容、さらには事業の将来展望についてお尋ねをいたします。

競輪事業は昭和23年11月に北九州市を皮切りとして、戦後の復興のため、地方自治体の財政に寄与するというのが目的でスタートいたしました。本市ではその

翌年の昭和24年9月に誕生いたしました。以来53年目を迎えております。大衆娯楽の場、レジャーとして多くの人に夢と興奮を提供してまいりました。全国的には40場ございました。平成12年度で申し上げれば、年間延べ5,600万人のファンが1兆2,000億円余りの車券を購入し、また競輪事業の収益は地方財政に対し、累計で2兆8,000億円の貢献がなされ、自転車と機械工業の振興、体育振興や社会公益の還元として累計1兆7,000億円が活用され、広く社会に貢献をされていると言われております。

この半世紀を超えた長きにわたってかかわってこられました関係団体、関係者や競輪ファンの皆様にあつてのことでありまして、感謝と敬意を表したいと思っております。

しかしながら、長引く経済不況とライフスタイルや価値観の変化に伴い、競輪の売り上げは全国的に平成3年度をピークに減少傾向をたどり、とりわけ平成12年度以降はすべての公益競技の売り上げ減少の中で、一段と厳しい状況となっております。

車券売り上げの減少に伴い、競輪施行者である地方公共団体の収支状況も大幅に悪化し、さらに日本経済の景気状況も引き続き停滞することが懸念される中で、今後とも公益競技を取り巻く環境は大変な厳しさを迎えざるを得ないものと言えます。

最近の情報によりますと、門司競輪、西宮競輪、甲子園競輪など、30年から50年以上続いた場ではありますが、今年3月以降は廃止をされております。さらにまだまだ後続く場がふえる状況にあることは御案内のとおりであります。廃止に伴う後処理の問題も大変なことが待ち構えていることでもあります。既に選手会により訴訟を受けている状況であります。

私は、本市の競輪事業はこのような事態に至らないよう関係者一同一致協力し合い、いま一度足元から事業推進策を慎重に再検討することが最良の機会と思っておりますが、当局の御所見をお伺いいたします。

近年、競輪事業が苦境に陥っているのは、売り上げや来場者の減少規模が極めて大きく、長期にわたっていること、またファンの嗜好に明らかな変化が認められることなど、競輪事業を取り巻く環境に競輪界全体としての確に対応できていないことに起因するという厳しい認識を持つことが必要であります。また、事業運営についても、売り上げが本場中心型から全国展開型に変化をしているにもかかわらず、経費構造が変化に十分対応できていないことが収益悪化の基本的な問題であると言われております。

したがって、今後の取り組みを検討するに際しては、レースのあり方に関する従来のシステムを再検討するとともに、事業運営についても経営方針や収益構造にまで踏み込んだ全国的な視点に立った施行者の比較分析に基づき、今後の事業運営のモデルというべきものを構築することが必要と言われておりますが、御所見をお伺いいたします。

経営の健全化、事業の運営の基本は、入りをふやし、出を抑えることにあります。競輪事業は本来刑法で禁止をされているギャンブルではありますが、一定の社会還元を行うことを前提として、特例的に認められております。この社会還元に関しては、競輪の根拠法である自転車競技法において、自転車と機械工業の振興に資する1号上納金、体育社会福祉などの公益増進など2号上納金、さらに地方財政の健全化への寄与という3つの目的が規定されておりますが、本市の競輪事業は3番目の地方財政健全化への寄与が平成11年度以来果たされていない状況ではありますが、御所見をお伺いいたします。

さて、厳しいことばかり申し上げてまいりましたが、今日まで54年の歴史の中で、多くのファンに支えられ、現在のレースの姿を確立してきました。競輪は絶対スピードではなく、選手相互の相対的スピードがその勝敗を決する競技であるからで、常に脚力上位の選手が勝つわけではないのであります。競輪レースの最大の特徴としては、ラインの存在が挙げられます。先頭誘導員がいるとはいえ、先行する選手がいなければレースは成立いたしません。先行選手の後ろには出身地が近い選手は隊列をつくり、該当先行選手を守るため、レースの終盤でまくりをかけてくるこのスリル、また他の隊列の選手を牽制する、また自分のラインの先行選手が頑張っているときは、安易に他のラインに乗りかえないが、力が弱い選手であっても、同県同士、出身選手であればガードするといった、多くの不文律が存在をしておるのであります。このような条件のもとで、仲間の能力を生かし、ライバルの能力を抹殺することによって、自分からの能力を最大限に発揮する競技であります。

選手の組み合わせによっては、レースの展開がさらに変化し、これを推理する頼もしい、奥深い魅力は長年にわたって長く、多くのファンを引きつけてきたゆえんであります。しかし、反面、わかりにくさ、不自然さがファン拡大の制約となっていることも否定できないのであります。

さて、それでは今後あるべき競輪のレース像をどこに求めていくべきか。この命題はオリンピックの種目となった競輪との関係、既存ファンと新規ファンのバランスなど、さまざまな要素を総合的に勘案しつつ、検討していくべきでありましょう。競輪は法が定めたギャンブルである一方、選手が主役となるスポーツであります。一発の号砲でスタートし、ゴールに向かってだんだんとスピードが上がり、その過程では各選手が持っている技量を最大限発揮し、他の選手との駆け引きが展開され、そして最後に脚力をもってフルスピードでゴールになだれ込むこの姿は、まさに痛快と言わざるを得ません。

こうしたパワーとテクニックが高いレベルで発揮されたレース、選手こそが多くのファンに信頼され、感動をもたらして、今日に及んでおるのであります。

このようにしてあるべき競輪レースは、主役となる選手がプロの力と技を思う存分に発

揮できるよう環境を整備することも必要でありましょう。振興会、協議会、選手会とその密接な協力のもと、ファンとのコミュニケーションも図りながら、望ましい競輪レースの実現に向け、専門的な見地からの検討が必要であります。現在、他場では採用され、または検討されている3連勝式についても、ファンのニーズと収益の面からも検討すべきでありましょう。

さて、そこで本市行政改革推進項目別推進計画策定指針が今年6月に示され、さらに本年10月には推進計画策定指示が各課に通知をされております。その中の競輪局長あてを私は拝見いたしました。将来展望について、現状維持することが行政改革のB項目策定指針、8ページを読ませていただきました。すなわち、競輪事業特別会計の健全化推進において提示されている（仮称）競輪事業経営改善委員会という表札で検討するということになっておりますが、既に発足をされているかどうか。まだであれば、いつごろか。構成などメンバーも含めて、お知らせをいただきたいと思っております。

数多くの競輪事業運営の厳しさを申し上げました。13年度決算収支もしかりでありまして、前年度の実質収支を控除した単年度収支では4,371万8,000円の赤字となっているのでありますが、したがいまして、継続か廃止か、大きな岐路を迎える、その選択をしなければならない時期も覚悟しなければなりません。

しかし、そんな寂しい展望を好むものではありませんが、みんなで知恵を出し合い、競輪事業経営改善委員会の改善方針に期待をいたしまして、壇上からの私の質問を終わります。

議長（中司 実君） 28番、青木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 競輪事業に深い御理解とお力添えをいただいておりますことに感謝申し上げます。

激しいレースを想定しながらお話を承っておりましたが、議員御指摘のとおり、本市の競輪場は競輪発祥の翌年の昭和24年9月に誕生し、大衆の娯楽の場、レジャーとして親しまれ、今日に至っております。これも関係団体や競輪ファンあってのことと感謝している次第であります。この間、地方自治体の財政に寄与するため、貴重な財源の確保ということで、収益を上げるよう努力をし、地方財政にも貢献をまいりました。

しかし、長引く景気の低迷等により、全国的にも非常に厳しい状況下であり、本市におきましても、このことは例外ではございません。このような中で、本市におきましても、ポイントカードによるサービス、あるいはレディース教室や入門教室を開催するなどして、ファンサービスに努めてまいりました。また、来年度におきましては、3連勝単式を初め

とする新掛け方式の導入を図り、新規ファンの確保に努めてまいりますとともに、記念競輪の開催時における場外発売場の確保とふるさとダービークラスの特別競輪の誘致による売り上げの増を図りたいと思っております。

そして、最小限の経費で最大の収益を上げるよう、費用対効果を考えた経費の節減にも努め、議員の御意見のとおり、いま一度足元から事業推進策を再検討してまいりたいと存じます。

また、事業運営のモデルというべきものを構築することが必要であるとの御質問でございますが、中央においては競輪事業の厳しい環境をしんしゃくし、日本自転車振興会における交付金の見直しや番組制度の改正等による魅力のある競輪の実現、競輪事業の経営基盤の強化、確立のための改善策を講じているところであります。

本市といたしましても、引き続き経営の健全化を図るよう一層努力するとともに、全国の各施行者の協議の場においても、競輪事業の再活性化策等、協議していきたいと思っております。

次に、一般会計への繰入金につきましては、平成9年度のふるさとダービーの収益があったときの8億6,000万円を最高として、繰り入れできない年もありましたが、約50年間で45億1,500万円の繰り入れをしてまいりました。しかしながら、平成11年度から繰り入れをしておりませんが、従業員の雇用の場等として、また経済的な波及効果も発揮しておりますことを御理解くださいますようお願いいたします。

なお、競輪事業特別会計から支出する交付金等につきましては、機械工業の振興や体育事業、その他の公益の増進を目的とする事業の振興のために日本自転車振興会に支出しておりますが、納めた交付金につきましては、都市整備、社会福祉、住宅や学校建設のために還元されており、防府市におきましても、鉄道高架下の駐輪場の整備や福祉施設などへの補助金として有効に使われております。

(仮称)競輪事業経営改善委員会についてでございますが、まだ設置しておりませんが、早急に編成し、協議してまいりたいと存じます。

なお、私といたしましても、競輪事業について、中央への働きかけや場外発売場の確保等にも努めているところでございますので、議員さんにおかれましても、競輪事業の発展のため、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長(中司 実君) 28番、青木議員。

28番(青木 岩夫君) 3点ほど通告申し上げておりましたので、今、市長の方から、それらについての基本的な御答弁をいただきました。市長に私はこの競輪事業についての一般質問を通告を出しまして、以来真剣に事前の調査をいたしてまいりました。幾つかの

問題が露呈をいたしましたので、それらについてここで申し上げておきたいと思います。

1つは先般の決算委員会の審議にも参加をさせていただきました。その中で、驚くべきに、競輪にかかわっておられます11名の職員の方々の時間外が常識を外れたような金額で消化をされておることです。金額で申し上げますと3,100万円です。1人にあてがいますと280万円です。このような支出の仕方はどうして起こるのでしょうか。仕事があればもちろんさせなくてはならないし、させたら基準法上お金を払わなくちゃなりません。しかし、ちょっと考えて、なぜこのような作業が起こってくるか。

このことについて、私は先般、玉野市がよく似ておりますので、岡山県の玉野競輪に視察調査に行かせていただきました。玉野市では時間外手当などというような支出は1つもありませんでした。これはどうしておるんだらうかということですが、職員は全部管理職にいたしております。したがって、管理職ですから時間外を払わなくて、本給に対して調整額というのを付けております。いい知恵だし、壇上で申し上げましたように、入りをふやして出を防ぐわけです。そういうやりくりではありますが、私は防府市の実態を申し上げましたら、玉野ではちょっと局長がびっくりしておりました。これは特に改善をしていただかなくてはならないなと思っておりますが、資料は私のところに手元にたくさんありますから、執行部が御必要であればいつでもお渡しいたします。

ここで申し上げますと長くなりますから、簡単に申し上げますと、本庁職員から競輪局職員に配属がえをしたときに管理職にするんです。それで、本給に対して8%、9%、10%をそれぞれ処遇によって調整額というのを付けておるわけです。そういう方法であります。その他もろもろ我が防府市の競輪事業について、学ぶべきことがたくさんあります。今後幾つかの問題を、私は競輪のこの重要さを認識して、今から大いに申し上げていきたいと思っております。

さて、そこでもう一つ、私はこれは労働条件の問題として、やっちゃんらない。私は先般労働基準監督署にも行って調査をさせていただきました。ところが、このような資料をいただきました。時間外労働の限度に関する基準、こういう資料であります。この中に何がうたわれておるか。この中にうたわれておりますことは、1週程度の労働時間は時間外は15時間です。4週間では43時間です。1年では360時間です。こういう基準が、最高の限度の時間が示されております。

もちろん労働基準法でありますから、労働者を守ってあげます、守りましょうということでもあります。何ぼでも働かしゃいいというもんじゃないんだと。人間、生身の体ですから、いつどんな障害が起きるかもわからない。それをそんだけの、先ほど申し上げました金額をあてがうような労働時間をさせておるんでありますが、この皆さん方に対する法の

適用というのは那邊にあるのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

それから、これに関連をいたしまして、私は決算委員会のときにも申し上げました。今、盛んに政府も連合も、あるいは日経連も、それぞれの団体が、この景気の悪い時期、失業者5.5%というようなこの時期を何とかして乗り切らにゃならんということで、ワークシェアリングというのを実行しつつあります。民間でありますならば、これを採用することによって、幾つかの支援策がたくさん企業労働者に対してなされております。これはもちろん、市長、お目通しですね。担当部はこれ、持っていますね。ワークシェアリングについての基本的な考え方というのは。ありますか、目を通していなかったら、私はここで読み上げますけれども、それは知っておるよと言われればいいですが、お渡ししましょうか。これを私の手元。

それから、ワークシェアリングにかかわっておる幾つかの資料を、私は厚生労働省から送っていただきまして、手元にありますから、これも必要であればお貸ししますよ。ありますか。ないか、あるか、手を挙げてください。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 財務部の方にはございません。

28番（青木 岩夫君） ない。それじゃ、後で貸してあげます。そういうことで、今の厳しい労働状況の中、失業状況の中、競輪局ではそれだけの仕事があるから、労働者を時間外をやらせているんですから、やらせたらもちろんお金を払わにゃなりませんが、このワークシェアリングの基本的な考え方は、皆さんで仕事を分け合ってくれと、こういう趣旨なんです。まず、その考え方をちょっとお答えをいただきましょう。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 競輪局、競輪事業にかかわっている11名の職員の時間外手当が多いのではないかと。これにつきまして、また労働基準法における時間外の問題で、法的なことはどうであろうかと。また、ワークシェアリングを採用するのが必要だろうかという御質問だろうと思いますが、まず、労働基準法における法上の時間外の問題でございますが、非現業の官公署でございます。これに勤務する職員、地方公務員等でございますが、これにつきまして、公務のために臨時の必要がある場合は、時間外、または休日に勤務させることができるようになっております。三六協定の必要があるか否かにかかわらず、非現業ですから、これはできるということでございます。

それから、ワークシェアリングの採用ということでございます。必要と思うかということでございますが、これは競輪事業におきましては、今、年間約240日を超える開催をしております、土日ですが、ほとんど開催しているのが現状でありますので、本場開催

につきましては、努めて代休をとるようにしておりますけれども、なかなか代休も全部とれないのが現状でございます。

それから、場外分に関しましては一応時間外扱いとしておりますが、そのものにつきましては、これは場外場経費として請求しておりますので、そういう他場の方から時間外が入ってくるということでございます。

ワークシェアリングのことでございますけれども、これは業務につきまして、専門的なことがやはり多うございまして、これを他の者に代行していただくことになろうかと思うんですけれども、そのあたり専門的なことがあればなかなか難しいこともございますけれども、そうした中、職員の代理業務ができるような、今まで防府競輪運営事務の協力会というのがございますから、その職員にお願いするなどいたしまして、職員にできるだけ休むようにさせまして、時間外の節減に努めてまいりたいと思っておりますので、以上よろしく御理解のほど賜りたいと思っております。

議長（中司 実君） 28番、青木議員。

28番（青木 岩夫君） 労働基準法36条協定の限度を示されておりますけれども、それを非現業の公務員の皆さん方からは除外されておると。しかし、これは労働者なんで、基準法から言えば、労働者は擁護しなきゃならん。行政が外れちよるから何ぼでもやらしゃあいいという感覚では、生身の体ですから、過労死でもしたらどのようなことになる。私は、やっぱり労働者が守られておる法律という立場で、ひとつ申し上げておりますので、そういう意味で何ぼでもやらしゃあいいということじゃなくて、今、政府も言うておるような、ワークシェアリングという制度もあるわけですから。

それでまた、あそこの競輪場はいわゆる行政の職員の皆さんもおられますが、日々従業員の方々もおられるわけです。結構それらでフォローできない仕事はないんでありますから、そこら辺をひとつ十分お考えをいただきたいなと思っております。これは十分要望しておきますけれども、御検討いただけますね。答弁、言ってください。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 職員の健康管理上の問題等もございまして、事務改善を図りながら、今後ともワークシェアリング等も検討したいと考えておるところでございます。

議長（中司 実君） 28番、青木議員。

28番（青木 岩夫君） それから、先ほど壇上でも申し上げました。一般会計への繰り出しが不十分になっておると。本来、公営ギャンブルとしての目的は達せられていないじゃないかということを行ったんですけれども、13年度決算で申し上げれば、

歳入は100億4,300万。歳出は98億4,700万円と。それで1億9,000万円ばかり残ってはいるが、赤字が単年度赤字で4,300万円出ておると。これ、1億9,000万円ほどの蓄えがあるが、この4,300万円の赤字が出ると、この調子でこの4,000万円か5,000万円、ずんずん四、五年行くと、1億9,000万円、2億円の金はなくなっちゃって、マイナス、赤字になっちゃって、この将来展望というのがよいよ寂しくなります。その辺の見解を財務部長、ちょっと述べてみてください。今の13年度の単年度決算から見て、厳しい状況にあるでしょう。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 確かに13年度決算におきます繰越金につきましては、1億9,647万円でございます。議員さん、おっしゃいますように、単年度収支では4,371万8,896円の赤字となっておりますけれども、この理由につきましては、14年4月に開催いたしましたふるさとダービーに関する経費といたしまして、約2,800万円を支出いたしておりますし、同じくふるさとダービーの開催に要しました増員でございます。2名ほど増員をいたしましたので、この人件費が約1,700万円であったということになります。したがって、これらがなければ、前年度並みの2億4,000万円余りの繰越金が生じたということになるかと思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 28番、青木議員。

28番（青木 岩夫君） 財務部長の答弁は素直に聞いちゃったら、当分世話ないじゃないかという認識を持たざるを得ない。緊張感がなくなる、これでは。どうなのでしょう。後ほど、まだまだ今から意見なり要望なりたくさんありますから、これは最後市長にまた決意表明もしてもらおうかなと思っておりますから。ちょっと私の方から言いたいことはたくさん言わせてもらいますが、大体売り上げの25%で競輪の開催経費やら何やら、選手のいろんな賞金やら何やら賄うわけですよ。それで入るものが入らにゃ、それらが乏しくなってくると。そうすると、競輪全体の元気が失われてくると思うんです。

だから、そういうことをいろいろ考えると、これだけ乏しくなると、乏しくなる方向ばかり考えるとそれじゃいかんと。もっと元気のあるような、元気が出せるような競輪の運営の状況にしていかにゃならん。ということは、やっぱりファンをふやすことですね。入場者をふやすこと。先般、私、玉野から帰りまして、また防府の競輪場、現地を見させていただきました。確かに入場者が少ないですね。1,000人ぐらいかなと。「競輪局長、平均どのぐらいの売り上げかな」と言ったら、「まあ、1人が3万円平均でしょうね」

「じゃ、3,000万円か」「そんなもんですね」と言う。それじゃ、1節が3日、3日で6日あるわけですね。年間72日あるということですから。よそのも売ってありますけれども。そういうのであねえこねえやっておられるんでしょうけれども、要は開催に必要な、必要経費、これをできるだけシビアにやっていくと。

それは人件費もありましょうし、そこで申し上げたいのが上納金もあります。上納金も市長会なり議会、それでそれぞれ競輪所在地のそれぞれの議会の議長の皆さん、それから、市長会の市長の皆さん、所在地のそれぞれの方々が長年のそういった運動によって、かなり見直しがなされております。これでも見直しだけで払う、売り上げの金額に達していれば、またこれは払わにやならんですね。

かなり見直しがされてその辺はよくなっておりますが、そこで私はいわゆる上納する、上納先の自転車振興会だとか何とか、いろいろお偉い方がおられるんですけども、そこに納まっていくんですけども、その役員の方、あるいはその役員の方々の給料、報酬、膨大なものなんですよ、これが。

資料は私が、これ、取り寄せました。市長はお持ちですか。持ちょらんやろう。持ちょってなかったら、ちょっと一部あげますよ。（「今度いただきます」と呼ぶ者あり）今度いただく。今度って、あなた、人がくれと言うときにはあげてしまうからね、そっちに。一部しかないからね。あげておくよ。

そういうことですから、ちょっと金額を言うと、皆さん、びっくりされますから、一応自転車振興会のトップは1,800万円です。それから、会長、理事、1,500万円から1,300万円。月が1,800万円と言えば、150万円だね。それは私どもの数倍だね。驚くべき。それから、その他退職金だとか、それにかかわっているんな待遇措置が講じてありますが、天下りと言うたら語弊かもしれませんが、自転車振興会だけでも8人の役員さんの中で5人が通産省からの天下り。そんな状態です。8人のうち5人ですよ。

そういうことで、上層部が下の今の苦しい現地の現場の状況というものをもう少し知ってもらわにやいかん。先ほど申し上げました事情というのは中央ではわかりだと思っておりますけれども、まだまだわかりようが足らんのじゃないかなというふうに思っています。

ということで、上層部に対する目を我々はもっと厳しく向けながら、そして下がえらい目を見ているんですから、上も同じ厳しさの中にあって、頑張り合うということが、私は必要じゃないかなと思っています。

それから、今のことについての市長の御所見があれば、お答えいただきますが、このことはちょっと市長としてはなかなか御所見が申しにくいだろうと思っております。だから、それはいいですけども、いずれにしても、上納金の今までの見直しについての努力をされ

た経過については感謝を申し上げておきたいと思います。引き続き、そういうことを上層部に、また上京された節はぜひともお願いをしておきます。

そこで、競輪の実際の運営をいかにどうして改善をしていくか。改善のポイントはどこにあるかということをお願いすると、今から市長は経営改善委員会、それらを立ち上げて各般にわたって検討を加えていくという御答弁だろうと思うんです。だから、そういうメンバー、競輪の厳しさをどのように受けとめて、そしてやっていくかということの後ほど述べてもらいたいと思うんですが、400人ぐらいの皆さん方がその日のいろいろな生活とのかかわりを持っておられるわけですから、これをないがしろにするわけにはいかないと思うんです。したがって、こういう背景のある競輪だということ、ぜひとも真剣な経営の改善改革委員会といいますか、そのものの構想といいますか、そのものの進め方といいますか、どこでどういうメンバーで構成されるのか、市長の腹の中でしょうけれども、もし言える内容があれば、言っていただきたいと思っていますから。

それから、ちょっとワークシェアリングで言い落しましたけれども、検討するとおっしゃいましたから、もう一つ検討の材料にさせていただきたいのは、財務部長、いいですか、よく聞いておってもらわんといいんのじゃがな。検討の内容としては、私もハローワークやら労働基準監督署やら、それぞれ行って聞きました。聞いたら、確かにワークシェアリングというのは、今、国が盛んに本気で取り組んでおりますから、やっぱりそういうことは必要ですね。ただ、行政じゃないんです。私が言うのは、あそこに行政側もおられるし、それから従業員の皆さんもおられるわけですから、そここのところのかみ合わせといいますか、そここのところを十分判断してもらえばいいなと思っていますが、もし答えられる内容があれば、答えてみてください。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） いろいろお話をいただきましたので、私なりに今の段階でちょっと申し上げておきたいと思います。

まず、順序立ててではございますが、必要経費については節約を今までも随分お願いをしてきました。私も折あるごとに、競輪場の方には行きまして、従事員の人たちにも石けんの一つまで無理を言っておる現状等々、本当にありがたいということから入って、頑張ってくださいと、こういうふうなことも言ってまいりました。

それから、利益を上げていくことにつきましては、売り上げのある場、例えば立川さんとか静岡さんとか、そういうふうなところは私が市長仲間でもございますので、個人的にも積極的に働きかけて、ぜひ防府競輪を売ってほしいということで、売り上げの強いところで売っていただければ、それだけ売上高が上がるわけですから、少しでも利益につなが

るようにということで、入りを図るべく頑張っただけです。

それから、議員御指摘のいろいろな競輪関係の上部団体の給料面等々につきましては、施行者協議会の中で常に話題になっております。その成果もあったかと思うんですが、中国自転車協議会、あるいは近畿自転車協議会等々の自転車協議会の方では、昔に比べると、給料等々につきましては随分下がってきております。ですから、いろんな効果もそういうところで上がってきているのではないかなと、こういうふうに考えているところであります。まとめといたしましては、先ほども申し上げました競輪事業経営改善委員会、これは内輪の会議でございますけれども、内輪の中で、さらにいろいろな問題点等を精査しながら、しかし、300何十名の方々ですか、一生懸命で働いておられます。その人たちの雇用の場をきっちり確保すると同時に、楽しくやりがいを持って働いていただけるように、職場改善等々にも力を注いでいかなきゃ申しわけないなと、実のところそう思っております。ほかの場の状況等々と比べてみたときに、長年にわたって頑張っただけです。そのことに対して、高く評価し、また感謝もしておるところでございます。

議長（中司 実君） 28番、青木議員。

28番（青木 岩夫君） 今の答弁を後ろでたくさん関係者が聞かれました。よかったね。今日は市長さんのあの答弁を聞いたら、私どもはずっと長う出られるという安心をされた方々もおられるかもしれん。しかし、それは今の市長の答弁は、要は収益を上げなくちゃならない。もうけをせにゃならない。それがかなえられて、初めて今の答弁が私は実るじゃろうと思うんです。だから、売り上げを上げて、その25%の中でやりあうわけですから、75%というのは逃げるわけです。配当金でファンの皆様にあてがわにゃならんお金ですから、そういう意味から言えば、25%なるお金がいかにかたくさんものになって、そして有効にむだ遣いをせないように。

ここでむだ遣いの話をするとどだい雰囲気が悪くなるから、むだ遣いの話はしにくくなるんですよ、それは。むだ遣いは随分ありますよ、これは。これらは皆、経営改善委員会ですか、ここで十分チェックしてもらいたい。これは言うときりがないね。それは委託料にしても、何とかかんとかたくさん改善すべき事項がたくさんあります。その割にはあそこで働いておられる労働者の皆さんは余りいい目を見ちょっやない。このように私は思っている。いろんなところに逃げる金は多いです。もう少し、あの辺をシビアにできないかなということの特には私は強調しておきたいです。

もう一つ金額でお尋ねをしたいんですが、13年度末の施設整備基金で残高で7,000万円ほど逃しておられますが、この使い方というのは今からどうされるのであろうか。それから、今、もう防府競輪は記念レースをやりゃ何ぼでもやられるスタイ

ルになりました。どこからでもいい選手を呼んで、競輪が開催できると。今まではあそこが悪い、ここが悪いから防府には行かれんと言うて、なかなかはじかれよったけれども、今、大体おおむね、それはかなえられております。ですから、それも、みんなで少々の繰り出しも我慢しながら、繰り出しはないけれども、その方を我慢しながら、よしよし、立派な競輪の施設にしてくれと。そのかわり、今度のいい選手をあれを持ってきて、いいレースを展開をして、売上げがふえるようなスタイルにしてくれというのが、今まで我々が多くの市民が期待をしておったことなんです。ですから、こういう状況ですから、できるだけ記念レースがばりばりできるように、記念レースを誘致してもらって、売上げがぐんと上がるようお願いしておきたいと思います。

今、申し上げたことでも、市長でもいいし、財務部長でもいい。どちらか答えてごらん。あなた方がどのような考え持ちちょうのか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 競輪事業は商売ですから、商売である以上はもうからなければ何の意味もないということで、私も商売人の出でございますので、そういう観点から常に競輪事業には熱い視線を投げかけております。広告料、あるいは委託料、いろいろな面で、これがいいのかというような感じを、私は常に競輪の関係者には話をしてまいっております。半端な金額ではないことも承知しております。

しかし、長年の特殊な事業でございますので、本当に特殊な事業を長年継続していく中には一挙に解決できないいろいろなものの中にはあるのではないのかなと。そういうふうな考え方の中で、送迎のバスの問題とか、いろんな事柄について、細かい注意をしてきておりますことだけは御理解をいただきたいと思っております。

改めて、事業改善委員会とさっき言いましたけれども、毎日が事業改善委員会を助役と2人で、あるいは財務部長を入れてやっておるというふうに御理解をいただきたいと思えます。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 議員、先ほどのお尋ねの平成13年度末の施設整備基金の残高7,000万円ということでございましたが、この用途は何であろうかということでございますけれども、これは競走路の改修であり、あるいは窓口等の施設の改修などに充てるものでございます。

それから、この厳しい状況の中で、場外制限がなくなったということでございます。議員常々おっしゃっておりますように、まず入りを図りて出るを制するのが古来よりの方法ではなかろうかと思っております。早急に競輪事業経営改善委員会等を立ち上げまして、

この中で厳しい時期でありますけれども、今後の事業の健全化、見直しを行い、何とか売り上げを伸ばしていきたい。経費の節減にも頑張ってもらいたいと、このように考えております。よろしくお願いします。

議長（中司 実君） 28番、青木議員。

28番（青木 岩夫君） 財務部長、今言うようなお答えであり、市長も競輪の事業の取り組み、先ほど決意表明をいただきますよと言うたけれども、今までの話の中で、あなたの思いが私は伝わりましたから、改めて決意表明はいただかなくてもいいです。

私はこの前決算委員会で大変感心をしたというか、競輪局長がこういう言葉をされました。「これ、細々とやっちゃうが、いつまで続くんや」と、わし、こう言うたら、「田舎の小さなたばこ屋さんという思いでやります」と言った。ちょっと厳しくしかっちゃうのかなとも思うたんじゃが、あっと翻れば、ああ、田舎の小さなたばこ屋さんというのは、じゅうがいいですよ。ちょいとさ。つぶしちゃう困るし、つぶれんように育てにゃならんし、そういう意味で競輪局長はおっしゃったかなと思うて、私は強く別に指摘はしなかったけれども、皆さん、本当に和やかに、いい考えだなと言うておりました。

そういうことで、やっぱり競輪というのはお客さんが来る場所です。好かれにゃならんし、それが第一。好かれれば、よし買うちゃうかということ。そうなれば、従業員はもちろん、関係者がやっぱりオールセールスマン体制で、とにかく一致一丸と、このスタイルになり切らにゃ、なかなかええ方向に向かんです。

先ほど壇上で、門司やら西宮やら寂しい話もしましたけれども、それは背景としてあるよということは十分御認識いただきたいと。実際にはあんなことになっちゃ困る。また、あんなことをさせないように、関係者がもう一度ふんどしを締めかえてやる必要があるんじゃないかと、このように思います。

したがって、問題は、今、財務部長がおっしゃったように、私と意見は一致しておりますが、入りをふやして出を制するというですから、その入った金を綿密にきめ細かく、必要ないところにつけなくてもいいし、つけておっても、その大きな金でのうても、このぐらいでもやれるじゃないかというものはたくさんあると思うんです。それを綿密にひとつチェックしていただいて、新しい15年度の予算の中では、今、私が申し上げましたことが生かされるように。どうも3連勝式のあれもまた買われるかどうかわかりませんが、十分検討していただいて、ファンあつての競輪ですから、ファンが寄りつかんようになっちゃどうもならん。今の客観情勢はそういうことで3連勝にも、先ほど申し上げましたようなファンは期待をしておるといようなことも私は聞いておりますから、慎重な審議で、かなり高額なようなことも聞いております。したがって、要るものはどうしても要

るわけですから、そういうことでひとつ取り組んでいただきたい。

今回、私が競輪事業が防府の多くの皆さんに長い間親しまれ、さらにこれがけつまずかんように、けがせんように、継続的にはっていくことをこいねがいがいながら、みんなで一生懸命盛り上げていきましょうやという意味を込めまして、また次回も次回も機会あるごとに、競輪事業の意見なり、チェックをさせてもらいますことを申し添えまして、おおむね時間が来ましたらから、この程度でやめますけれども、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。もし、まだ今、私の言うた範囲でこれだけは言うちょきたいよと、それがあれば言うてください。なけんにゃいいですよ。

議長（中司 実君） 以上で、28番、青木議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時01分 開議

議長（中司 実君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、9番、斉藤議員。

〔9番 斉藤 旭君 登壇〕

9番（斉藤 旭君） 民友会の斉藤旭でございます。私は通学道の安全対策について質問いたしますので、御当局の心ある回答をお願いいたします。

このたび私が一般質問に取り上げました周防往還自転車道の一部に当たります大道遠ヶ崎から国道2号線の間街灯、防犯灯に置きかえても結構でございますが、設置については、今までもいろいろな方からの要請を検討してこられたと思いますが、このことは私が身をもって体験し、特に必要性を感じましたので、一刻も早い解決をたく対策をお願いするところでございます。

さて、私ごとですが、今年3月早々60歳の誕生日を迎えると同時に、38年間務めた会社も定年退職となりましたが、無事定年を迎えることができたのは健康のおかげと感謝をいたしております。これからは今までお世話になった社会への恩返しをすることが私の責務であると心に決めております。そのためには元気が第一と考え、ウォーキングを計画し、実行しております。ウォーキングというのはウォーキングとジョギング、すなわち歩いたり走ったりということでございます。時間帯は1日の生活が一段落した午後9時から約30分。距離は2キロ程度でございます。コースも何コースか設定し、それをローテーションで回しております。

その中で、私が特に気に入っているのは、山口短期大学の北側から国道2号線に向かう田園コース、通称周防往還自転車道であります。夏、田んぼの中を涼しい風が通り抜け、まさに食後のデザートがわりのマイナスイオンをいっぱい吸収しながらのひとときであります。また、秋になりますと、空に満天の星とまん丸い大きな月と秋の虫の大合唱を聞きながらのウォーキングであります。

このコースは、車の乗り入れについては一部規制があり、交通安全の面からも心配ない、防府市でも屈指の健康コースと知られ、早朝、夕暮れ時、多くの方がウォーキングを楽しんでおられます。

さて、本題に入りますが、防府市内には公・私立校を含め、5校の高等学校がありますが、小・中学校と違って、各校それぞれ通学区域、通学方法も電車、バス、自転車、徒歩とまちまちですが、いずれの通学方法も一長一短あります。中でも、自転車、徒歩については日中激しい交通量の中、夕暮れになると周囲の見通しの悪い中、通学もなかなかの苦勞が多いようです。彼ら高校生が安心して勉強に打ち込めるよう、通学道の環境整備が必要であると思います。それには、日ごろから市内全般にわたり、危険箇所や不備な箇所を調査・点検しておく必要があると思います。

そこで、私は周防往還自転車道を危険箇所と特定し、一般質問に取り上げたのは次の理由からであります。

私はとある秋の夕刻、いつものようにウォーキング中、突然目の前に入けを感じ、危うく衝突は避けましたが、そこには1人の女子高校生が帰宅の途中でありました。月夜でも入けのない夜道であります。ましてや、闇夜となれば、二、三メートル先が見えない状態であります。この道は、周防往還自転車道の一部であるとともに、防府西高等学校の生徒が通学に利用しております。登校の時間帯は一定しておりますが、下校時はクラブや補講等々でまちまちです。多くの生徒から夜道は怖いと聞いておりますし、学校からも陳情があったかと思いますが、ごく最近も地元の方からどうにか街灯をつけてもらえないものかと強い要請がありました。

これらの要請は、どこの地域でも大なり小なりあるかと思いますが、他地と違うところは、広い田んぼの中に五、六百メートルの通学道が南北に走っており、付近には民家もなく、車の往来もないことから、全く一目につきにくいということでもあります。特にここは防府市内各地から多くの男女高校生が集まり、利用する安全が第一であるべき場所であります。将来ある高校生の通学道がこのように無防備のままでよいものでしょうか。大変心配しております。

昨年大阪、池田小学校事件以来、小・中学校の安全対策は考えられるようになりました

が、まだまだ身近なところの安全対策がおろそかになっております。犯罪は夜起こっております。今、国民の多くは北朝鮮の拉致問題で、政府の対応と北朝鮮の駆け引きに注目をしております。この事件を他山の石と心得、不測の事態に備え、街灯の早期設置を願って、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中司 実君） 9番、斉藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 防府西高等学校の通学路への街灯設置につきましての御質問にお答えいたします。

県立防府西高等学校の通学路のうち田園区間につきましては、昭和56年度に市が市道として整備をいたしました。その後山口県が市道に併設する形で自転車歩行者道として整備され今日に至っておりますが、この区間につきましては御指摘のとおり、街灯が設置されておられません。街路灯や公安灯のような道路照明施設は夜間において道路の状況や交通状況を把握するために、視覚環境を確保しながら、安全な道路交通及び道路の円滑な利用を図り、もって交通事故の発生を未然に防止することが主目的とされており、特に交通量の非常に多い幹線道路や駅前広場、あるいは主な交差点等に設置をいたしております。

したがいまして、御指摘のこの区間に道路照明施設を設置することは現行の諸条件の中では非常に困難と思われれます。

一方、自治会単位で設置、管理される防犯灯につきましては、市の「防犯灯設置・取替補助金交付要綱」により、新設される場合には、経費の一部として1灯当たり1万2,000円の補助対象になります。これは自治会が設置されるものですので、自治会からの補助金交付申請が必要となります。

以上のことから、御指摘の防府西高等学校通路への街灯の設置につきましては、他地域とのバランスもあり、全額を市費で対応することは困難ですので、今後山口県や関係機関とも協議しながら、検討してまいりたいと存じます。

議長（中司 実君） 9番、斉藤議員。

9番（斉藤 旭君） ただいま市長さんの御答弁で、この地区は車の往来がないから、街灯の設置はできかねるということでしたが、逆に車の通りがないから、この街灯が必要ではなからうかと私は私なりに必要性を認めております。

仮に車が通れば、もし何かがあったときも、それで気がついてくれる可能性はありますが、車の通りがないということは、一番危険度が増しておると、このように考えております。

そして、他地区と比べて、他地区に影響が波及する恐れがあるからという、そういう御

回答でございましたが、私が壇上で申し上げましたように、やはり他地区とここを一緒にされてはどうかという、そういう気持ちでいっぱいでございます。いろいろほかにも危険な箇所はありましようが、他地区は他地区、ここはここで御検討をいただきたいと、このように思っております。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も何とか方法はないものかなという考え方で、どこの箇所の問題についてもそうなんですけれども、今日までいろいろな箇所からも要請を受けておりまして、何かいい方法はないのかということで、今の防犯灯設置交付要綱というものの改正も、ある面はしていく必要さえもあるんじゃないかという観点からいろいろ研究をしたわけでございますけれども、現段階では妙案が浮かびません。

浮かびませんが、議員がやはり御指摘のように、夜の車の通行は全くといっていいほどない。暗い。そして、通学路としてのウェイトが非常に高い。今のような時間帯ですと、夕方5時過ぎますともう暗くなるというようなことなどを考えまして、最後のくだりで申し上げておりますとおり、今後山口県や関係機関と協議しながら検討してまいりたいと申しましたような次第でございますので、何とぞ御理解をいただきたく存じます。

議長（中司 実君） 9番、斉藤議員。

9番（斉藤 旭君） ただいま市長さんの御答弁でございましたが、今回の私の質問は、県、市、町内自治会に関する共通の問題でありまして、防府市だけが独自に取り上げるということは、難しいという御回答でございましたが、私も市長さんと同じ考えでございまして、条例の有無、それから防府市の管轄とか、県の管轄とかであるからできないとか、一言で物事を片づけることなく、重要なこと、急を要することは、行政間の垣根を超えて、それぞれの関係機関と調整をとって、物事を最優先して解決すべきではないかということでございます。

それから、私、市長さんのそういう御回答をいただきましたので、これをもって最後の質問といたします。市長は11月28日に防府地区湾岸警備協力会の総会の席で、市民の安全を守りたいとあいさつをされています。確かに北朝鮮の拉致事件にいたしましても、新潟、石川、福井、そういった日本海沿岸は危険区域として沿岸警備がなされております。この近辺では島根、萩沖と、そういったところは、たびたび密航船が発見されておる、そういった危険箇所でございますが、一概に危険箇所は何も沿岸だけに限ったことではないと私は思います。案外、身近なところにも危険は潜んでおると思います。過去においても、この近辺で大事にこそ至りませんでした。女子高生が大変怖い思いをされたと聞いております。いまだ対策がなされていないということで、私はかつてサラリーマン時代、長き

にわたり、交通事故の処理にかかわってきました。そのとき、交通事故で故意か過失かが問われるとき、未必の故意という言葉がよく使われます。今回の質問に引用するわけではありませんけれども、あらかじめ何かが起こるかもしれないと予想される場合は、将来に悔いを残さないよう何らかの手だてをすべきだと考えますので、よろしく願いいたします。

以上の質問は私が市議員であると同時に、子どもを持つ親として、強くお願いするところでございます。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 午前中の質問の中でも申し上げたことですが、市民の安全を守ることは、大変重要な行政としての仕事であろう、一番大切な仕事であると申しても過言ではないと思っております。

そういう観点から、それからまた午前中の御質問の中にもございましたが、言えばいろいろな機関のいろいろなお金の出るところが、競輪の中にもあるわけでありまして、自転車道ということで整備をした道路でございますので、そういう観点から補助金を引き出す方法はないかというような観点まで立ち至って、今、研究を進めさせておりますので、今しばらく時間をいただけたらと思っておりますのでございます。

9番（斉藤 旭君） ありがとうございます。これをもって私の質問はすべて終わります。

議長（中司 実君） 以上で、9番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、8番、藤本議員。

〔8番 藤本 和久君 登壇〕

8番（藤本 和久君） 民友会の藤本です。通告に従いまして、3件質問をします。

最初に公共工事の入札について、2点質問します。私はこの業界については素人で、的外れな質問をすると思いますが、市民の大多数も私と同様素人ですので、素人にもわかりやすい御答弁をお願いいたします。

1点目、予定価格の事前公表について質問します。防府市は、入札契約制度の透明性、公平性、競争性の一層の向上を図ることを目的に、平成14年4月1日より市が発注する建設工事で設計金額が3,000万円以上の指名競争入札及び制限付き一般競争入札で試行的に予定価格の事前公表を実施しています。試行してから7カ月が経過した10月末時点で、32件の工事が落札されています。この落札結果を見ると、目的の一つである競争性の一層の向上については残念ながら達成されておらず、むしろ低下したと判断します。

これに余るメリットがあれば別ですが、私は予定価格の事前公表は実施すべきではないと思います。当局の評価と今後の対応について聞かせてください。

2点目、最低制限価格制度の導入について質問します。公共工事の落札金額は条件さえ整えば低いに越したことはありません。その条件とは以下の4点が最低条件だと思います。1つ、ねらいの品質が確保されること。2つ、落札業者は適切な利益を確保すること。3つ、下請業者への締めつけがないこと。4つ、地元業者の育成になること。この条件を満足するには、予定価格により近い落札金額になるのではないかと思います。

低値落札と言える落札率は何%なのかわかりませんが、勝手に70%未満として、昨年度と比較してみました。予定価格が3,000万円以上の建設工事で見ると、昨年度が38%、今年度が25%で13%低下し、改善されたのではないのでしょうか。本年4月1日から施行した防府市低入札価格調査実施要領が功を奏したのかと推察します。

しかし、この要領は素人にはよくわかりません。また改善されたとは言え、まだ25%は低値落札ではないかと思います。予定価格に対し30%も値引きしても利益が出るのであれば、予定価格の積算はどうなっているのか疑いたくなります。

そこで質問しますが、先ほど述べました4点の最低条件を遵守するには、最低制限価格制度の導入が不可欠だと思います。当局の御所見を聞かせてください。

次に、不登校児童・生徒の対応についてお尋ねします。

文部科学省が8月に公表した学校基本調査速報では、昨年度1年間で30日以上学校を休んだ小・中学生は13万9,000人で、調査開始以来一貫してふえていると公表しました。不登校の原因は複雑多岐で簡単に取り除くことができず、問題解決になっていません。彼らは画一的な教育カリキュラムに沿った学校教育に対し、「ノー」と言っています。私たちの時代は自己主張が認められなくて、家庭も地域も学校に行かないのは悪いことだと決めつけられていました。したがって、学校が嫌でも我慢して学校に行っており、不登校の児童・生徒はほとんどいませんでした。

しかし、時代は変わり、よしあしは別として、自己主張が認められる時代になってきました。我慢と自己主張は裏腹で、我慢の心はそのほとんどが家庭教育にあると専門家が言っています。兄弟姉妹が多ければ、そこで我慢の心も育つのですが、少子化でそれもできなくなってきています。

世間では少子化問題を高齢化問題とあわせ、少子・高齢化問題として財政面のみを問題にしていますが、少子化問題と高齢化問題は本質的には違うと思います。少子化問題は、財政面と教育面の二面性があると思っています。少子化問題を教育面からとらえ、もっと突っ込んだ教育体系の確立が必要と考えます。

これについては改めて質問するとして、今回は視点を変えて質問したいと思います。

現在の学校の不登校児童・生徒への対応は、いかにして学校に来てもらうかに主力を置いています。これも必要なことですが、不登校の原因を取り除くことができず、復帰できないのが現実だと思います。適応指導教室や民間のフリースクールに通う子どもたちもいますが、大半は家庭に取り残されています。家庭に取り残された児童・生徒たちの心情、保護者の方々の心情を思うと心が痛みます。教職員の懸命な努力には敬意を表しますが、結果として復帰できないのですから、問題解決になっていません。これだけの大量の児童・生徒を復帰プログラムに乗ってこないからと言って放置していいのでしょうか。不登校を否定するのではなく、肯定して、自治体が積極的に彼らを受け入れる施設の整備が必要な時期に来ていると思います。当局の御所見を聞かせてください。

最後に、防府駅てんじんぐちに設置されているからくり時計について質問します。

この時計については、市民の評判は余りよくないのは御承知のことと思います。からくり時計を設置した経緯とコンセプト、そして、日常点検及び保守点検の内容とそれに要する年間経費について聞かせてください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは公共工事の入札についての御質問にお答えをいたします。

まず予定価格の事前公表についてお答えします。御存じのとおり、予定価格を事前に公表することにつきましては、その効果としては、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する。予定価格を事前に公表しても、競争的環境にあれば談合を助長しない等で、懸念されることとしては、競争的環境にない場合は、入札価格が高どまりする、業者のまじめな積算努力を失う等でございます。

本市では以前から競争的環境の整備と、業者の積算能力の向上が図れれば、予定価格の事前公表を実施したいと答弁してきたところでございますが、平成13年度における3,000万円以上の工事の落札率が81.1%。ちなみに12年度は94.9%と低くなったため、本年4月1日から設計価格が3,000万円以上の工事、10月1日からは郵便入札に付すもの（業務委託を含む）について、予定価格の事前公表を実施しているところです。

これまでに約36件で実施し、11月末時点での落札率は3,000万円以上の工事で88.9%で、13年度と比較し高めになってはいますが、その中には落札率が80%を切

るものも9件含まれていますので、業者間競争があれば、予定価格の事前公表が弊害にはならないということもできます。

今後は、受注希望型指名競争入札や郵便入札制度の充実と設計図書の有料頒布制度の導入等、業者間競争を促す施策を積極的に導入し、適正価格下での競争となるよう、発注者としての責任も果たしていきたいと考えております。

予定価格の事前公表につきましては、入札・契約制度の改善プロセスの中で検証しながら、適切に判断したいと考えていますが、最近3カ月、この9月から11月でございますが、の落札率を見ますと、98.3%と高くなっており、その原因が予定価格の事前公表にあり、競争を阻害しているということであれば、試行的に行っている制度の中止も考えたいと思います。

次に、最低価格の設定についてお答えいたします。

本市で採用しております低入札価格制度は、調査基準価格、これは直接工事費に共通仮設費積上分を足した分でございますが、この調査基準価格を下回る入札が行われたときに、契約の内容に適合した履行がされるかどうか調査するものです。著しく低い価格での入札は手抜き工事や品質の低下、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながりやすいため、判断基準や調査マニュアルの策定など調査体制の充実を図り、調査しますので、結果として議員御指摘の4点の最低条件についても調査されることとなります。幸いにして、今日まで施工可能と判断した案件で、後日問題が生じたということはありません。

なお、議員御提案の最低制限価格制度は、あらかじめ最低制限価格を設け、それ以下での入札者は落札者としなないというものですが、これについては、国土交通省及び総務省から次のような通達が出されております。「入札参加者の企業努力や低い価格での落札を促進する観点からは、低入札価格調査制度の方が望ましいため、最低制限価格制度から低入札価格調査制度へ移行すること」というものです。これを受け、本市においても、平成6年8月から低入札価格調査制度へ移行し、その後の改正を経て、現在の制度としております。これは県の方式をそのまま準用したのですが、県と市で取り扱いが違うことによる混乱を避けるために、本年4月に同一歩調をとったものです。

最低制限価格制度につきましては、現在、一般競争入札と電子入札を併用している地方自治体の多くで採用しております。これは平成13年12月に示された政府の総合規制改革会議の最終報告で、一般競争入札に付す場合には最低制限価格制度の採用を容認するという趣旨の見解が示されたことによるものと思われま。

本市におきましても、将来電子入札を導入する際等には、契約の内容に適合した履行を

確保するための適正価格という視点から、最低制限価格制度の採用も考えていきたいと思っております。

残余の御質問につきましては、教育長及び担当部長がお答えいたします。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） まず最初に、予定価格の事前公表についてですが、先ほど数値を示されましたけれども、多分その数値は%を平均してその数で割ったんだろうと思うんです。私は、設計金額で予定価格全体を足して、落札金額を足したもので割ってみました。それを紹介したいと思いますけれども、平成14年度が89.32%、平成13年度が79.80%、差が9.52%。平成14年度、32の工事があったわけですが、予定価格総額は約36億円です。もし昨年度の落札率だったら約3億5,000万円浮いたという計算になるんですね。これは一つの事実です。

それから、パレート図で整理をしてみました。ちょっと細かいので見にくいですが、これが平成13年度のパレート図です。これが平成14年度のパレート図です。特徴的なのは、この中間が平成14年度になったら全くないですね、10月末現在。この97%以上の落札率を見ると、平成13年度が33%です。平成14年度が72%です。ということは、倍増しておるわけですね。高値の方に倍増をしておるということが一つの事実と言えます。

それから、3つ目ですが、これは1つの例ですが、公共下水道築造工事、華城2号線圧送幹線の工事ですけれども、32工事中2番目に高い落札率です。これは予定価格が1億4,164万5,000円。落札金額が1億4,070万円です。落札率が99.33%。入札参加者が15社。予定価格を事前公表していませんので、100%を超える入札はないわけですね。そうすると、わずか0.67%、この中に15社が入札をしておる。私、素人ですからわかりませんが、いかにも不自然に思えますね。この結果から、私は競争の原理は低下したというのを壇上で申し上げたんですけれども、もしこれに対して反論があれば聞かせてください。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 高値で、99.何%かで落札しているということでございますが、これはあくまで発注者としては反論することはございません。受注者の問題ですので、私の方からどのような形であったのかというのはお答えできない状況でございます。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） であれば、競争の原理は低下したという判断をされておると思

います。ということは、それに余るメリットがあるはずです。そのメリットを教えてください。

議長（中司 実君） 助役。

助役（土井 章君） メリット云々という御質問ですけれども、その前に先ほど市長が答弁で申し上げましたように、ことしの平成14年度の入札結果で申し上げますと、8月まではかなりの競争性が認められたというふうに思っておりますが、9月から11月の入札での落札率を見ますと98.3%と非常に高いところで落ち着いている。その中の1件が99.33%、藤本議員が提示された数字でもございます。

そういうことから、私も指名審査会の委員長として、このままで推移をするならば、試行はとりやめなけりゃならないというふうに考えておりますし、市長もその含みを込めて答弁をしたつもりでございますが、ことしから試行を始めたばかりでございますので、いま少し、せめて3月ぐらいまで様子を見ようかなということでございます。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） 3月まで様子を見たいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最低制限価格制度ですけれども、国土交通省はこれをやめる方向に行けというふうに言われたと。私もそういうふうに伺っております。再質問しますけれども、ものの価格というのは、これは素人ですからわかりませんが、原材料費があつて、労務費があつて、外に出せば委託料が要りますね。それから、一般管理費、そして利益があると思ひます。この予定価格には利益というのは含まれているのか、いないのか。まずそれを答弁、お願ひします。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） お答えいたします。

予定価格を積算する場合の工事価格は、工事原価と一般管理費等からなっております。御質問のもうけのことでございますが、積算上では一般管理費の中に付加利益が含まれております。その付加利益というものがもうけに当たるのでございますが、付加利益とは法人税、都道府県民税、市町村民税、それから株式配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他いろいろ営業に値するところの費用でございますが、付加利益の割合は積算基準には明記されておられません。

以上でございます。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） しごく当然な質問を聞いて申しわけありません。

では、30%を割っても先ほど壇上で言いましたが、25%はまだ、落札率が70%割っておるわけですね。30%を割っても利益は上がるというふうに判断をされているのか。それがもし答えられたらお願いします。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 業者間のもうけのことでございますので、内訳にはいろいろと各業者、違うと思いますので、一概には言えないものじゃないかと思います。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） そうだろうと思いますけれども、今から電子入札、それから郵便入札では、この最低制限価格の導入も検討するという答えでしたので、これ以上申しませんけれども、やはり工事を落札する業者も納税者。そこで働いておる人も納税者。公共工事というのは、やはり納税者が納得するような落札にさせていただきたいというふうに思います。

以上で、この件は終わります。

議長（中司 実君） 1番の公共工事の入札については終わります。

続いて、不登校児童・生徒の対応についてをお願いします。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 不登校児童・生徒の対応についての御質問にお答えいたします。議員御指摘のように、各校では教育相談体制の充実、関係機関との連携等による懸命な対応がなされているにもかかわらず、不登校児童・生徒数は年次的に増加しており、憂慮すべき状況にあります。

このような状況にかんがみ、本市では平成12年度に不登校児童・生徒の学校復帰を目指した支援を目的とする適応指導教室、オアシス教室を文化福祉会館2階に設置しました。さらに翌年5月には施設設備の拡充のため、同館1階の旧レストラン跡に移設するとともに、不登校児童・生徒専任指導員を増員するなどの人的拡充も行ってきたところでございます。

ことし11月には本適応指導教室のさらなる機能充実への試みとして、山口大学教育学部大学院の臨床心理学専攻の学生3名を指導員として配置し、児童・生徒一人ひとりの実態に応じた指導内容の充実に努めております。あわせて、教員OB2名の指導員による学校への訪問指導を可能とし、指導員が直接足を運ぶことで学校や家庭へのよりきめ細かな対応による引きこもりの解消を目指しているところでございます。

このような中で、平成13年度は、適応指導教室入室者22名のうち8名が完全学校復帰、4名が完全復帰には至らなかったものの好転したという成果がありまし

た。また、今年度は市内の不登校児童・生徒数が昨年の同一期、これは10月末時点でございますが、これと比較して、欠席日数30日から49日の者が5名減、欠席日数50日以上の方が18名減という改善の兆候があらわれてきております。

今後、施設・設備等のハード面の充実が待ち望まれるところでございますが、スクールカウンセラーの全校配置を要請したり、集団への適用が困難な状況にある児童・生徒に対して、通学区域の弾力的な運用を図るなど、ソフト面における配慮も兼ね合わせながら、適応指導教室を核とした不登校児童・生徒への積極的なかかわりを継続していきたいと考えております。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） ありがとうございます。

今の教育長の御答弁は、学校復帰に対して主に述べられたわけですが、鋭意努力されているというのは実感としてわかります。私が提案申し上げたのは、どうしても復帰できない児童・生徒、これをもう肯定して、自治体で受け入れる施設の整備が必要な時期が来ているのではないかと申し上げたんですけれども、その前に2点ほど確認したいと思います。

1つは全国に13万9,000人の不登校児童・生徒がおります。これを単純に計算すると市内には100人程度になるのではないかと思うんですけれども、そのうちのほとんどが家庭にいます。この事実についてどのように認識をされているのか。これが1つ。

それから、2つ目ですが、学校に復帰できない児童・生徒は、出席日数が足りないので、本来なら進級できないはずですが、しかし、進級をし、卒業をしています。今の不登校児童・生徒が進級、もしくは卒業できなかつたら、もっと大きな社会問題になっておるんですけれども、現実には卒業しておるわけですね。これは私は1つは教育の放棄だと思うんですが、ここの認識を聞かせてください。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 御質問にお答えいたします。まず1件目の市内の状況でございますが、先ほど申しましたように、10月末の現在では119名が30日以上欠席となっております。要するに不登校でございます。この傾向は昨年度に比べまして、先ほど申しましたように、減少傾向にあります。この時点では減少傾向ですが、もうしばらく様子を見ないと、例えばことだけの傾向なのかどうかわかりませんので、中学生が圧倒的に多いので、3年間ぐらいは様子を見ないと本市の傾向が完全にいい方向に行っているかどうかということの確認はできないように思います。

したがいまして、この動きをつぶさに分析しながら、今からの対応を考えていく必要があるかと思っています。

それから、2点目の御指摘でございますが、確かに学校に顔を出さない、あるいは学校に行きたくても行けない、あるいは行かないという、こういう児童・生徒に対しまして、小学校の6年生の段階、あるいは中学校の3年生の段階で学校から卒業していくということが現実でございます。学校はそれなりに家庭訪問したり、あるいは学校に少しでも顔を出すことができれば、別室でもって対応したりということをしなが、できるだけ最大限のことをやりながら対応しておりますけれども、その結果として、最終的には学校長さんの判断でもって、これが小学校課程を終了したと見なされるか、あるいは中学校、9カ年の義務教育を終えたというふうに判断されるか。これは学校長の判断でございまして、それによって卒業を認めているわけでございます。

なお、卒業しましても、特に中学3年生の場合は、本人並びに保護者の希望があれば、次の学年と一緒に学習に励んだ上で卒業するというのも認められておりますので、そのの門戸を開いていますが、なかなかそういう希望が出てまいりません。一、二件、私の経験でもありますけれども、なかなかその1年間を続けるということは難しい状態で、結果的にはもうそのまま卒業していかざるを得ないというのが現実でございます。学校としては最大限の努力をし、そして門戸を開いてはおりますけれども、御家庭の御判断でもって、それがなかなか学校の希望どおりにはなっていないというのが現実であります。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） 第一法規出版社が発行している「地域政策ニュース」というのがあります。平成14年10月号ですけれども、これをちょっと引用させていただきます。不登校児対策ということで「東京都八王子市が不登校児童・生徒を対象とした小・中学校一貫校、（仮称）ジュニアマイスタースクールを2003年4月にも設立する。学年の枠を外した習熟度別授業や演劇、デザイン、伝統演芸など多彩な体験型授業を中心とし、子どもたちの自立や社会への適応性を育てる。自治体が不登校児童・生徒だけを対象に公立学校を設置するのは全国でも例がない。学校の形態としては、市立の9年制小・中一貫教育校で特例自由学区として市内全域の不登校児童・生徒を受け入れる。校舎は同市館町の廃校を利用。教員のほか市の児童厚生委員や複数の常勤スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒への心のケアにも力を入れる」ということで、これは八王子市の例ですけれども、財政規模も地域性も異なりますけれども、私は方向性としては間違っていないように思っております。やろうとすれば、当然経費がかかるわけですから、松浦市長の考え方をもし聞かせていただければ、お願いします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほどの教育長の答弁の中で、市内で、中学生が主なようですが、119名不登校の生徒がいるということは、私も実のところ、それは小さい小学校と小さい中学校を足せば、楽に1つの小学校、1つの中学校分の生徒がというふうに考えて、実は唖然としたわけでございます。

そういう一つの大きな試みを持たれている八王子市のお考えに、私としては敬意を表すところでございますが、本市の状況はまだそこまでは至っていない。119名が減少傾向の中に、今、あるということでもございますし、さまざまな努力を教育委員会挙げていたしているさなかでございますので、その推移をしっかりと見きわめていかなければならない。八王子の試みも、今、それが承認されるかどうか待っている段階というふうにお聞きをしておりますし、注目してまいりたい、そのように思っております。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） この八王子市は構造改革特区構想として文部科学省に提案したというか、お願いしたんだろうと思いますね。文部科学省にはこれ以外にまだ約130件も要望が寄せられたそうです。しかし、我が防府市は1件もない。9月議会の安藤議員の一般質問では、防府市は手を挙げなかったというふうに聞いております。防府市はそんなに問題のない自治体かなと、私は思っております。

日本教育新聞社の2002年12月6日付の新聞ですけれども、文科省の不登校児童に対する調査研究協力者会議というのがことしの9月から発足をしております。中間の検討結果を公表しておりますけれども、これによりますと、学校復帰には限界があると言っていますね。ちょっと読ませてもらいます。「もう一つの限界は、あくまでも学校への復帰を目的に論議していること。文科省も目的は学校に行くことではなく、子どもの社会的自立と柔軟さを見せるが、その手段として念頭にあるのは現段階ではやはり学校だ。だが、現在の学校というシステムと子どもたちのミスマッチが年々広がっているのは事実」、こういうふうに言っていますね。さらに、評論家の尾木直樹氏は、「不登校に歯どめをかけるといふ発想自体が問題。行政の責任は子どもを学校に通わせるのではなく、子どもの学びを支援することだ」、こういうふうに指摘をしております。

今後、いろいろ論議されていくと思います。その時代に乗りおくれのないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、この質問を終わります。

議長（中司 実君） 不登校児童・生徒の対応についてを終わります。次はからくり時計について。都市整備部長。

都市整備部長（清水 義久君） からくり時計の設置のコンセプト、それに伴います経緯についてお答えをいたします。

まず、コンセプトでございますが、当時防府市のイメージアップスローガンでありました「歴史と未来の見える街」を具現化する事業としまして、防府市の歴史、現在、未来のうち、防府駅周辺を現在と設定しまして、歴史性と未来性をあわせもったデザインと仕掛けによるからくり時計を防府らしさの演出も考慮しまして、市民に愛されるモニュメントとして設置することによりまして、人々が集い、交流の輪が広がっていくシンボルとするということでございまして、名称は「交流の輪」といたしております。

設置の経緯につきましては、市議会議員、学識経験者、商工会議所、観光協会外各関係団体の代表と行政を含めた委員17名で構成される「からくり時計選考委員会」を設置しまして、基本的な条件としましては、周辺と調和するもの、防府らしいもの、文化性の高いもの、長い年月に耐えるもの、安全であるもの等に配慮しながら、具体的な内容を検討し、決定されたものでございます。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 次に、日常点検及び保守点検の内容とそれに要する経費について、お答えをいたします。

日常点検につきましては、文化振興財団の職員が開館時、それから閉館時の見回りの際に時刻表示灯、音センサー、照明等の確認を行っているところでございます。また、保守点検につきましては、業務を委託しておりまして、その内容はシステム部の制御装置、それから音響装置、演出照明装置、機械装置等の動作状態の確認と造形部の裸坊行列及び楽器の点検及びからくり時計本体の構造部、仕上げ部の点検でございます。

年間の経費につきましては、委託料と電気代を合わせますと、およそ150万円になっております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） ありがとうございます。

まず1点、お伺いします。保証期間と耐用年数は幾らを見込まれておるのか、お願いします。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 保証期間でございますが、機械設備でございます。これは造形を含んでおりますが、1年でございます。それから、防水工事、これを動かす機械が地下にセットしてございますので、この防水工事が5年というふうになっております。そ

れから、耐用年数でございますが、機械設備につきましては、10年から15年。それから、造形、裸坊、それから楽器等の部分でございますが、これが10年。本体につきましては、40年から50年というふうに見ております。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） 形あるものはいつかは壊れるというふうに思うんですけども、特に時計のような精密機器は周辺の環境によって非常に左右されやすいというふうに思います。このからくり時計は外にさらされていますので、風雨にさらされ、それから外気温にさらされていますので、非常に故障しやすい環境にあると思います。それから、もし故障すれば、それに要する修理代、量産部品なら安く手に入りますけれども、ああいう特殊なものは部品自体も非常に入りにくくなるのではないかとこのように思います。

保守点検は、今、年間150万円と聞きました。将来、今から例えば今の耐用年数、10年から15年、それから楽器なんかは10年というふうに聞いていますけれども、これが壊れたときには、修理費はかさむと思うんですけども、この修理費について、どのような計画をお持ちなのか聞かせてください。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 教育委員会といたしましては、先ほど都市整備部長が御答弁いたしましたように、いろんな経緯で設置されているというふうになっております。その維持管理を、例えば文化振興財団で行っておりますので、的確な維持管理をしていながら、保守に努めていきたいというふうに考えております。どちらにいたしましても、いろんな経緯で設置されておりますので、的確な維持管理をしながら、使用できる、皆さんに御利用いただけるように努めていきたいというふうに教育委員会では思っております。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） 適切な維持管理をすれば、修理の必要はないという答弁ですか。それをはっきりしてください。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 現時点では、的確に動いておるというふうに思っておりますので、これは将来的なことになるかと思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） 将来幾らかかるか、修理費もわからないという計画はないというふうに私は理解しましたけれども。

質問を変えたいと思います。稼働している時間帯ですけども、私、今までからくりを見たことがありませんので、11月3日の文化の日、この日は動いておるだろうと行きま

した。それから、11月23日、これは御神幸祭の日ですね、見に行きましたけれども動きませんでした。時間は7時50分から8時10分まで、20分間いたんですが、2日ともからくりは見るできませんでした。いつ、見るができるんですか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 運転時間でございますが、時刻表示灯とターンテーブル、これにつきましては24時間連続して運転をいたしております。それから、音センサーとからくりにつきましては、演奏時刻を人々が活動しておる時間帯に設定ということで、また夜間のいたづらをふせぐために、アスピラートの開館、それから閉館時刻にいたしております。午前9時から午後10時までというふうにしております。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） からくり時計に説明書きがありました。メモしてきたので、ちょっと読ませてもらいます。「交流の輪 このからくり時計は正時になると裸坊、楽器のキャラクターが登場し、かわいい踊りをくりひろげます。また、時計全体が回転し、輪の中の見えない楽器があなたを名演奏者にしてくれます。ここは出会いの場。交流の輪が広がることを願って・・・1998年10月 防府市」、こういうふうに書いてありますね。この説明書きには9時から22時までというのはどこにも見当たりません。少なくとも、私は2回ほど裏切られております。交流の輪が広がるどころか、逆に防府市に対して不信感を持つのではないかというふうに思うんですね。

朝早くは新聞配達の人なんかは3時ぐらいから動きますね。それから、通勤者は早ければ6時ぐらいから動きます。本当に皆さんのためだったら、もっと早くから動かしてもいいんじゃないかと思うんですが、そこらはどうでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 当初設定されたときの状況で、9時から10時ということで設定を動かしておるようございまして、教育委員会といたしましては、その時間帯で維持管理を受けて、しておるということでございますから、設置された当時の状況等も御相談させていただきながら、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） 続いて、将来計画について聞きますけれども、先ほどコンセプトは立派なものがありますけれども、将来、建てかえる予定があるのかどうか。ずばり聞きたいと思います。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 先ほども御答弁いたしましたように、設置された当時のい

ろいろな御説明もあったように、教育委員会では委託を受けているという状態でございますので、設置を存続するのか、廃止するのか、その辺の答弁は控えさせていただきたいと思います。どうしても必要であれば、市全体としての協議の中で協議させていただきたいというふうに考えております。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） 約1億5,000万円、建設費がかかっていますね。それから、年間、今で150万円の点検費用がかかる。将来的には修理をしなければいけません時代が来る。いずれは建てかえる時期も来るということで、これは市民の血税でつくっておるわけですから、私個人的には、もっと早く決断をして撤去すべきだというふうに思いますけれども、防府市として、市長、このからくり時計はコンセプトもすばらしいし、継続する気はあるのかどうか、もし答えられたらお願いします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 大変難しい御質問なんですけれども、いろんな考え方のもとに、当時お考えになって設置をされたんでございましょうから、少しでも長く維持していけるように、全力を挙げて管理をしていかななくてはならないと思っております。

耐久性や安全性等も当然考えた上で設置したものであるわけでございますけれども、天災とか、あるいはからくり時計の地下のピット内の機械設備が再生できないほど破損を受けるとか、あるいは年数が経過したなどの関係で、からくり時計本体の修復が困難になった場合には、撤去も含めて検討しなくてはならないことではないか、このように考えております。

議長（中司 実君） 8番、藤本議員。

8番（藤本 和久君） 今、防府市は103項目の行政改革をやっていますね。この中には、このからくり時計は入っていないんですけれども、年間150万円が大した額じゃないというなら別ですけども、私から見れば大した額だと思うんですね、1つの時計に150万円も維持点検費がかかるというのは。これも、今さら難しいかもしれませんが、行政改革の一つに挙げてもらえばということを要望して、私の質問を終わります。

議長（中司 実君） 以上で、8番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、15番、平田議員。

〔15番 平田 豊民君 登壇〕

15番（平田 豊民君） 政友会の平田でございます。2点についてお尋ねいたしますので、よろしくお願いたします。

ここ最近、20世紀は物の時代であったが、21世紀は心の時代なのだとわれ始めました。20世紀のものづくりがうまくいかなかったせいでもありましょうが、先般岩波新書で齋藤さんという方が書かれた「読書力」という小冊子を何となく読んでおりましたところ、興味深い箇所に出会いましたので、ちょっと要約いたしますと、「日本は読書立国なのである。また読書力は日本の自力なのだ。日本国の存立基盤は読書を核とした向学心や好奇心にあるのだ。日本経済の危機が叫ばれて久しいが、読書力の復活がかなえられれば、日本経済の向上はなされ得ると考える。読書力さえあれば、何とかなると自分は切実に思う。なぜならば、読書力を持っている国は現実に潜在力があり、迫力があるからだ。日本のような資源を持たない国は教育こそが資源なのである。ある意味では、人間が資源なのである。学生、そして若い社会人が読書力を持たないということは、日本の確実に地盤沈下を意味している。ここ25年の教養を大切にするという機運の衰退が、現在の日本の苦しい状況の大きな原因になっていると考える」と述べておられます。私よりもお若い方ですが、一つの見識だと思います。

また、ことしの10月末のある新聞の社説で述べられていたことですが、読書週間に関して、内容は「世代を問わない読書離れの傾向が指摘されて久しくなる。この傾向を是正するには、本人の努力も大いに必要だが、読書環境の整備も大いに必要なのではなかろうか。その観点に立って図書館の充実が急務である」と述べております。

では、質問に入らせていただきますが、図書館は運営面から公立図書館と学校図書館に分けられると思います。まず、学校図書館についてですが、平成14年度子どもの読書活動の推進に関する法律の制定により、学校図書整備のため、国が130億円を全国の自治体に地方交付税として配付したそうであります。そこでお伺いいたしますが、学校図書館には生徒数などによって、国が置くべき標準冊数を決めているとのことでございます。お尋ねの1つとして、防府市では平均何冊でございましょうか。その2として、防府市はその冊数をクリアいたしておりますのでしょうか。

わかりまして、市立図書館についてのお尋ねでございます。そのお尋ねの1、館内の資料を活用して、利用者への資料相談と申しまししょうか、横文字で言いますと、リファレンス・サービスは活発に行われているのでございましょうか。その2として、そのサービスがありましたら、それは定着してございましょうか。図書館というものがただ本を借りる場所とだけの認識では余りにも寂しく思いますので、利用客が求められておられることのお手伝いを大いに推し進めたいと思います。そうすることにより、一段と図書館の価値が高まるものと思います。

次に、図書館利用に障害のある方々についてですが、特に高齢者の方々こそ積極的に読

書をし、そして興味を持った内容について調べようと行動に移すなどで、心も体も活性化していただきたいものでございます。

お尋ねでございます。こうした方々へのサービスを何かしておられますでしょうか。一番の希望は、文字を大きくしてほしいとのことだとは聞いております。出前図書館のようなものはありますでしょうか。

この項の最後といたしますが、図書館整備には読書に対しての自治体の姿勢が明白に反映されるものだと言われております。また、読書推進法の本質は読書活動の推進を地方公共団体の責務であるとまでいたしております。特に私が意識いたしておりますことは、欧米先進国では公共図書館が地域の核となっているという、このことでもあります。このひそみに倣い、我が防府市におきましても、市立図書館を市の核といたしたく思うわけであり、中心市街地を活性化する上にも、市民の心のよりどころとする上にも、図書館ほど有用なものはないと確信いたしております。

私ごとで恐縮ではございますが、私の家内はバイクしか乗れませんので、現在の図書館まで9キロメートル、往復18キロメートルを通うわけでございます。途中事故を起こしやすいかと、この私でも多少は気にいたしております。

つきましては、お尋ねでございます。市立図書館をもっと交通の便利なところへ移転できるものでございませうか。図書館を交通至便なところへ移すことにより、利用者数の増加が確実に見込め、そしてその利用者の経済行動も大いに見込め、中心市街地が物心の両面で活性化するのではないかと期待するところであります。つけ加えますに、移転後の現在の図書館の建物を歴史博物館、もしくは歴史資料館に衣がえをし、高手にある青少年科学館と一体として、高手にある青少年科学館は上は未来に思いをはせるところ、下の歴史博物館は過去に思いをいたすところとしての学芸施設としてはいかがでございませうか。

続きまして、2つ目に移りますが、中学校給食についてのお尋ねでございます。防府市におかれましては、今後の学校給食を行政改革委員会の答申に沿って推進すると聞いております。そして、最終的には、民間委託によるセンター方式で実施の計画とも聞いております。

ところで、具体的に小野地区におかれましては、平成16年4月より小学校の給食室で調理された給食を中学校に配送する、いわゆる親子方式を採用して実施されるということでございます。実は、我田引水になります、私が住んでおります富海地区もハードの面から申しますと、小学校と中学校が敷地を接してありまして、声をかければたちどころに返事が返ってくるような環境にあります。また、現在、小学校は給食を実施いたしております。

すので、中学校に進級した生徒が小学校を懐かしみ、特にこれから冬場を迎えます折、「小学校はいいよな、暖かい給食が食べられて」とか、「それに引きかえ、おれたちは冷たい弁当を食べなきゃならないんだからな」と、こういうような若干不平めいた声が聞かれるとのことでございます。

また、近年小・中学校ともに子どもの数が減少してまいりました。既存の給食施設は児童数の多かったときに建築されたもので、一部の施設を改修することですぐにでも親子方式で中学校給食が可能と考えます。富海地区民にとっては、どこの地区よりも真っ先に中学校給食を実施してほしいというのが、長年の要望でありました。少なくとも、小野地区と同様にできないものでございましょうか。当局の御所見をお伺いいたします。

以上をもちまして、壇上のお尋ねといたします。

議長（中司 実君） 15番、平田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは中学校給食についての御質問にお答えいたします。過日、議員の皆様方にも「今後の防府市の小・中学校給食について」と「小野小・中学校の給食について」の2種類のリーフレットをお配りいたしました。記載しておりますとおり、教育委員会としましては、中学校給食検討協議会、教育委員会の協議結果、市議会、教育民生委員会の要望書、行政改革委員会の答申や防府市事務量定員管理診断の結果、学校の位置関係等を勘案し、中学校は調理・洗浄及び配送部門を民間委託とする共同調理場方式、小学校は給食調理員の退職状況を勘案しながら、中学校同様調理・配送部門を民間委託とする共同調理場方式へ移行すること。また小野小・中学校給食は親子方式、野島小・中学校は現状のままとすることを基本方針としました。

できるだけ早い時期に具現化するため、（仮称）防府市学校給食基本計画を策定しますが、そのために現在、教育委員会の基本方針を御理解いただくことや、導入に伴うさまざまな問題点を解決するため、学校長、保護者の代表等で編成した防府市小・中学校給食協議会で協議を進めているところでございます。

議員御質問の富海中学校は、御指摘のとおり、小学校と隣接しており、また一部施設の改修を行えば、唯一現小学校の給食調理能力で隣の中学校にも給食を供給することが可能でございますので、平成16年4月実施を目指して、学校や保護者の皆様と協議をさせていただきたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長がお答えいたします。

議長（中司 実君） 15番、平田議員。

15番（平田 豊民君） ありがとうございます。今、市長さんのお答えのすべてで、

富海地区民は諸手を挙げて喜んで、大歓迎いたすものと思います。この項に関しましては、質問はございません。

議長（中司 実君） 中学校給食についてを終わりにして、次は、図書館について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 学校図書館の冊数についてお答えいたします。文部科学省が定めております基準により算出いたしますと、本市の1校当たりの平均基準冊数は小学校は8,527冊、中学校は9,702冊となっております。平成14年3月末現在、本市の1校当たりの平均蔵書冊数は小学校は6,655冊、中学校は6,807冊となっており、比較いたしますと、小学校では1,872冊、中学校では2,895冊が不足している状況でございます。

県内14市の児童・生徒1人当たりの図書購入費につきましては、多い順に申し上げますと、本市は長門市、美祢市に続き第3位となっておりますが、本年度から新教育課程がスタートし、総合的な学習の時間を初め、各教科で児童・生徒の主体的な学習活動が展開されることにより、広範囲にわたる専門的書物が求められており、これらの書物についてはかなり高額なものも多く、冊数の増に結びついてこないのが現状でございます。

学校図書館につきましては、学習情報の収集と読書活動の推進という機能を有しており、議員御指摘のとおり、子どもの読書活動推進に関する法律の基本理念を念頭に置き、厳しい財政状況ではありますが、小・中学校の図書購入費を年々増加させ、学校図書館蔵書の冊数増に努めていきたいと考えております。

続きまして、市立図書館についての御質問にお答えします。まず、レファレンス・サービスやレフェラル・サービス、これは照会業務と訳されていますが、これなどの参考業務についてでございますが、ここ数年は年間大体3,500件から3,800件ぐらいの業務処理を行っております。

これは来館、電話、文書等により、もろもろの調査、研究を目的として問い合わせられる利用者に対し、ある程度の時間、10分から15分程度以上の時間を意味しておりますが、この時間をかけて、資料提供や回答をした場合の件数でございますが、即座に処理できるような簡単な事例の数字は含まれておりません。それらを含めると件数はさらにふえてまいります。ちなみに、昨年度の実績は、合計3,801件、1日平均は約15件でございます。議員のお尋ねになりましたレファレンス・サービスにつきましては、日々活発に行っているところでございます。

次に、レファレンス・サービスは定着しているだろうかという御質問でございますが、

これは既に制度としても十分定着いたしております。現在、防府図書館には司書資格のある正規職員が6名おまして、専門的な知識と能力を生かし、参考業務の中心スタッフとしての確に処理いたしております。文書による問い合わせに対するレファレンス・サービスにつきましては、回答担当者を配置しまして、遺漏のないよう処理いたしております。

館の分掌事務を定めました防府市立防府図書館の組織等に関する規則第3条にも、その第3項でレファレンス・サービス、レフェラル・サービス、その他の参考業務に関する事項を明確にうたっております。

さて、先ほどただ本を借りるだけの図書館というのでは余りに寂しいとお考えをお話になりました。防府図書館におきましては、そのようなことにならないよう日ごろからさまざまな内容の市民サービスを展開しております。資料の収集、整理、保存及び提供や先ほどから説明いたしました参考業務などの基幹的な業務はもちろん重要ですが、それだけにとどまることなく、講習会、研究会、鑑賞会、資料展示、展覧会など数多くの行事の開催やサークル活動の奨励をいたしております。

学習活動に必要な場や設備及び資料の提供をすることによって、生涯学習グループの育成、奨励に努めることは現代の図書館の大切な任務でございます。また、学習ボランティアの参加の促進、図書館振興のための広報活動にも積極的に取り組んでおります。さらに利用者への資料、情報提供サービスを徹底して行うため、県内はもとより、全国各地の図書館との相互協力、相互貸借も意欲的に進めております。これらの業務につきましては、今後も大いに推進してまいりたいと考えております。

続きまして、障害のある方や高齢の方へのサービスについて御説明申し上げたいと存じます。大きな活字の本、いわゆる大活字本や点字図書につきましては、まだ数は少のうございますが常備いたしており、御利用をいただいております。さらに少しずつではございますが、冊数もふやしてまいりたいと思っております。

さて、現在防府図書館では目の不自由な方、寝たきりの方、肢体不自由の方のために、図書館内の音訳ボランティアグループ「あいの会」などの皆さんに委嘱して、音訳図書を製作いたしております。図書館の視覚障害者室内に設置してあります音訳録音ブースの中で、ボランティアの皆さんがほとんど毎日のように製作作業に取り組んでいらっしゃいます。音訳資料は館外貸出もいたしております。また、「あいの会」では、第1木曜日を除く毎週木曜日の午前10時から午後3時まで、図書館視覚障害者室内で障害のある方や高齢の方のために対面朗読サービスも行っております。体が不自由で、外出が不自由な方々のためには、訪問朗読サービスも行っております。多くの方にぜひともこれらのサービスを御利用いただきたいと存じております。

なお、図書館の音訳資料の内容につきましては、議員の皆さん方にお送りいたしております「ほうふ図書館だより」12月号に紹介いたしておりますので、お読みくださいますようお願い申し上げます。

また、防府図書館では市内の障害者施設や老人ホームなどに図書の団体貸し出しのサービスも行っております。毎月1回、40冊程度の図書を各施設へ配達、交換する貸出文庫というサービス業務でございますが、お申し込みがあれば、すぐに対応いたしております。

さて、図書館の利便性を考えた移転の件につきましては、各方面からさまざまな御意見をいただいておりますが、大変大きな課題であり、慎重に考えてまいりたいと存じます。なお、仮に図書館が移転するようなことになりました場合には、21年前の昭和56年に文部省の補助金を受けて建てられた建物ですので、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条なども踏まえながら、防府市の公共施設として有効利用していかねばならないと考えております。

議長（中司 実君） 15番、平田議員。

15番（平田 豊民君） ありがとうございます。お尋ねいたしましたこと、ほぼ満足な回答。ただ、学校図書館、予算面もございましょうが、柔らかい頭脳を持った小学校、中学校の生徒さんに月の満つるような冊数をそろえていただくように、これはお願いしておきます。

それと、私、本音を申し上げますが、この図書館というものが先ほど壇上で申し上げましたが、先進諸国において、地域の中核をなしている。要するに、ライブラリーというのが貸し本屋さんじゃないんだということ。俗に言いますカルチャーセンターとか、高齢者教室とか、今、部分的に行われているそれを総合したものが集積されたものである。当然、これからIT関係もその中に組み込まれていきます。ですから、図書館というものを中心とした大きな複合施設、それを中心に据えることによって、人の動きというものが半永久的に整えられると思うんです。

人が動けば、それに伴って、必ず経済行動というのが起きます。ですから、今、(2)で申し上げましたけれども、いろいろ反対の方もおられるでしょうが、住居施設を駅周辺に整えよう。そして、こういう心の面も整えていけば、必ず中心市街地の活性化は見込めるものだ、私、長年、ずっとこの件、温めてまいりました。具体的にお聞きしますと、スペースの面もちょっと足りませんので、24万冊の図書が今の図書館にあるそうですが、でき得れば、50万冊を目指していただきたい。そうすれば、かなり、先ほど教育長さんの回答がございましたが、問い合わせに十分対応できるんじゃないかと思いません。

これはお尋ねではございませんが、そういう夢を持って、この平田は質問いたしました。その辺の意のあるところをお酌みおき、将来的にもそういうチャンスがございましたら、生かしていただけたらと願ひまして、私の質問を終わります。

議長（中司 実君） 以上で、15番議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

午後 2時40分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成14年12月11日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 河 杉 憲 二

防府市議会議員 行 重 延 昭